

議案番号	件名	頁	摘要
74	令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	253	
75	令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算（第2号）	273	
76	令和7年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算（第1号）	289	
77	令和7年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）	303	
78	令和7年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）	317	
79	令和7年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）	329	
80	令和6年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について	341	
81	令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	343	
82	令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について	345	
83	令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	347	
84	令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	349	
85	令和6年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について	351	
86	令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について	353	
87	令和6年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	355	
88	令和6年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について	357	
89	令和6年度豊岡市水道事業会計決算の認定について	359	
90	令和6年度豊岡市下水道事業会計決算の認定について	361	
	（主要な施策の成果を説明する書類）一般会計・特別会計		80～88号議案関係
	（監査委員の意見書）一般会計・特別会計		80～88号議案関係
	（監査委員の意見書）公営企業会計		89～90号議案関係
	（決算書）一般会計・特別会計		80～88号議案関係
	（決算書）公営企業会計		89～90号議案関係

報告第12号

専決処分したものの報告について

市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- 1 損害賠償の額を定めることについて
- 2 損害賠償の額を定めることについて

専決第6号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年7月18日専決

豊岡市長 門 間 雄 司

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和7年5月19日（月）午前10時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市泉町■■■■
相手方の 住所氏名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■ ■■■
損害賠償額	101,200円
事故の概要	生活環境課職員がパッカー車でクリーン作戦ごみを収集 中、左折時にパッカー車の左後方を住宅の庇等に接触させ損 害をあたえたもの。（過失割合 豊岡市10割）

専決第7号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額の決定について、市長に委任する専決処分事項の指定について（平成28年12月27日議決）の規定により、下記のとおり専決処分する。

令和7年7月24日専決

豊岡市長 門 間 雄 司

記

事故区分及び 事故発生年月日	物損事故 令和7年7月11日（金） 午後2時30分頃
事故発生場所	兵庫県豊岡市庄境648番地 豊岡市立三江小学校駐車場
相手方の 住所氏名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ ■■■■ ■■■■
損害賠償額	66,220円
事故の概要	豊岡市立三江小学校の敷地内において、同小学校職員が刈払機による除草作業中、跳ね飛ばした石により、同校駐車場に駐車中の自動車の運転席側前部窓ガラスを損傷させたもの。（過失割合 豊岡市10割）

報告第13号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第4号）

専決第 8 号

令和 7 年度豊岡市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,479,745千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 8 月 7 日専決

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金		3,002,583	13,000	3,015,583
	2. 基金繰入金	2,966,086	13,000	2,979,086
歳入合計		51,466,745	13,000	51,479,745

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6. 農 林 水 産 業 費		1,601,232	13,000	1,614,232
	1. 農 業 費	1,246,465	13,000	1,259,465
歳 出	合 計	51,466,745	13,000	51,479,745

令和 7 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 4 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
20. 繰入金	3,002,583	13,000	3,015,583
歳入合計	51,466,745	13,000	51,479,745

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
6. 農林水産業費	1,601,232	13,000	1,614,232
歳出合計	51,466,745	13,000	51,479,745

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			13,000
0	0	0	13,000

2. 歳 入

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,672,604	13,000	1,685,604
計	2,966,086	13,000	2,979,086

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 財政調整基金繰入金	13,000	財政調整基金繰入金	13,000

3. 歳 出

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5. 農 地 費	383,173	13,000	396,173				13,000
計	1,246,465	13,000	1,259,465				13,000

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
18. 負担金、補助及び 交付金	13,000	農地費 【農林水産課】 13,000 補助金 13,000 農業渇水緊急対策事業費 13,000

報告第 14 号

令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の 報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和 7 年 8 月 29 日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

1 健全化判断比率

(単位 %)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.94)	— (16.94)	13.6 (25.0)	13.9 (350.0)

(注) () 書きは、法第 2 条第 5 号に規定する早期健全化基準で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 7 条に定める数値である。

2 資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
太陽光発電事業特別会計	—	100,412 千円
水道事業会計	—	1,819,182 千円
下水道事業会計	—	1,643,223 千円

(注) 備考欄は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号及び第 3 号の規定による事業の規模を表す。

令和 6 年 度

豊岡市健全化判断比率及び

資金不足比率審査意見書

豊岡市監査委員

令和7年8月19日

豊岡市長 門 間 雄 司 様

豊岡市監査委員 羽 尻 知 充
豊岡市監査委員 中 嶋 英 樹
豊岡市監査委員 西 田 真

令和6年度決算に係る健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査し、次のとおりその意見を提出します。

令和6年度 健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

令和6年度健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びにその算定基礎となる事項を記載した書類

2 審査の方法

審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを確認するため、算定の基礎となる事項を記載した書類、歳入歳出決算書、同附属書類、会計諸帳簿等とを照合し、確認を行った。

なお、審査に当たっては、関係職員から説明を受けるとともに、質疑の方法も併用した。

3 審査の期間

令和7年7月11日から8月18日

第2 審査の結果及び意見

1 審査の結果

審査に付された令和6年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率は、関係法令に準拠して適正に算定されており、その算定の基礎となる事項を記載した書類の計数も決算書等の計数と符合し、いずれも適正であると認められた。

(1) 健全化判断比率

(単位：％、ポイント)

	令和6年度	令和5年度	増減	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	—	11.94	20.00
連結実質赤字比率	—	—	—	16.94	30.00
実質公債費比率	13.6	14.1	△0.5	25.0	35.0
将来負担比率	13.9	27.2	△13.3	350.0	

(注)実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び資金不足が生じていないため、「—」と記載している。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

	令和6年度	令和5年度	増減	経営健全化基準
太陽光発電事業特別会計	—	—	—	20.0
水道事業会計	—	—	—	20.0
下水道事業会計	—	—	—	20.0

(注)資金不足比率については、資金不足額を生じていないため、「—」と記載している。

2 総括

(1) 今回の算定結果について

ア 実質赤字比率

令和6年度の実質赤字比率は、一般会計等では13億107万円の黒字となっており、実質赤字額は生じていない。

なお、一般会計では、財政調整基金から1億5,787万円、市債管理基金から1億8,127万円、地域振興基金から6億4,062万円、公共施設整備基金から1億146万円それぞれ繰入れを行っている。

イ 連結実質赤字比率

令和6年度の連結実質赤字比率は、市全体（管理会財産区特別会計を除く）の会計で61億4,064万円の黒字となっており、連結実質赤字額は生じていない。

ウ 実質公債費比率

令和6年度の実質公債費比率は13.6%で、前年度数値から0.5ポイント減少（改善）した。

エ 将来負担比率

令和6年度の将来負担比率は13.9%で、前年度数値から13.3ポイント減少（改善）した。

オ 資金不足比率

公営企業会計における令和6年度の資金不足比率は、いずれの会計も資金不足額が生じていないため算定されない。

(2) 意見

令和6年度決算に係る健全化判断比率のうち、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも前年度数値から改善し、早期健全化基準（実質公債費比率25.0%、将来負担比率350.0%）を下回っている。

公営企業会計においては、いずれの会計も資金不足額が生じていないため、良好な状態にあると認められる。

市全体の市債の現在高は確実に減少しているが、類似団体と比較すると依然として高水準で推移している。

今後の財政については、人口減少に伴う市税収入の減少、普通交付税の合併算定替の終了に伴う減収の一方で、社会保障関係経費の増額や負担金・繰出金等の増嵩、米国の関税措置や原油価格・物価高騰による社会経済活動への影響が見込まれることから、極めて厳しい状況にある。

「豊岡市長期財政見通し」により明らかになった間近に迫る「財政の危機」に備え、この危機を乗り越えるため、令和5年10月に策定した第5次行財政改革を着実に進め、行政サービスを持続的に提供可能な財務体質を目指すことが望まれる。

今後とも行財政改革を進め、既存事業の見直し、市債残高の着実な縮減、公営企業及び関係する団体の公債費負担の軽減など、引き続き財政健全化に向けた取組に努められたい。




審 査 資 料

凡 例

- 1 文中に用いる金額は、千円単位で表示している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
「－」「」……皆無又は該当数値なし
「0」……該当数値はあるが、単位未満のもの
- 4 各表中、負の値となるものは、値の前に「△」を付している。
- 5 用語の定義等は特段の定めのある場合を除き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則の定めによる。

1 審査の対象会計

各比率の対象となる会計は、次表のとおりである。

本市会計等に係る各指標の適用範囲		
健全化法	豊岡市の会計等区分	各指標の適用範囲
一般会計等	<input type="radio"/> 一般会計 <input type="radio"/> 診療所事業特別会計 <input type="radio"/> 霊苑事業特別会計	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	<input type="radio"/> 国民健康保険事業特別会計(事業勘定) <input type="radio"/> 国民健康保険事業特別会計(直診勘定) <input type="radio"/> 後期高齢者医療事業特別会計 <input type="radio"/> 介護保険事業特別会計	
公営企業会計	【法適用企業】 <input type="radio"/> 水道事業会計 <input type="radio"/> 下水道事業会計 【法非適用企業】 <input type="radio"/> 太陽光発電事業特別会計	
一部事務組合・広域連合	<input type="radio"/> 公立豊岡病院組合 <input type="radio"/> 北但行政事務組合、但馬広域行政事務組合 兵庫県市町村職員退職手当組合 兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般・特別)	
地方独立行政法人・地方三公社・第三セクター等	<input type="radio"/> 兵庫県信用保証協会(損失補償)	

(注) 1 資金不足比率については、公営企業会計ごとに算定する。
 2 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業をいう。
 法非適用企業とは、地方財政法第6条に規定する政令で定める公営企業のうち法適用企業以外のものをいう。
 3 管理会財産区特別会計は、上記指標の対象外である。

2 健全化判断比率等の状況(総括表)

(1) 健全化判断比率

当該年度の健全化判断比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位:%、ポイント)

区 分		実質赤字比率	連結実質赤字 比 率	実質公債費 比 率	将来負担比率
比 率	令和6年度	△ 4.76	△ 22.47	13.6	13.9
	令和5年度	△ 4.23	△ 25.17	14.1	27.2
	対前年度増減	△ 0.53	2.70	△ 0.5	△ 13.3
早期健全化基準		11.94	16.94	25.0	350.0
財政再生基準		20.00	30.00	35.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字及び連結実質赤字がないため、△表示となっている。

(2) 資金不足比率

当該年度の資金不足比率は、次表のとおりである。なお、算定結果を数値で表示した場合の比率である。

(単位:%)

会計名	比 率			経営健全化 基 準
	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
太陽光発電事業特別会計	△ 9.93	△ 4.17	△ 5.76	20.00
水道事業会計	△ 126.19	△ 157.59	31.40	
下水道事業会計	△ 118.53	△ 139.14	20.61	

(注) 資金不足が生じていないため、比率が△表示となっている。

3 健全化判断比率について

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、豊岡市の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模(地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、普通交付税の算定を行う際に算出される。)に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

① 一般会計等の実質赤字額

(単位:千円)

区 分	一般会計	診療所事業特別会計	霊苑事業特別会計
歳 入 総 額 ①	50,897,306	198,272	14,022
歳 出 総 額 ②	49,198,777	246,624	8,737
歳入歳出差引額 ③=①-②	1,698,529	△ 48,352	5,285
翌年度に繰り越すべき財源 ④	354,384	—	—
実 質 収 支 額 ③-④	1,344,145 ア	△ 48,352 イ	5,285 ウ

(注) 歳入総額及び歳出総額については、一般会計等の相互間の重複額を控除した純計額である。

$$\text{実質赤字額 (ア+イ+ウ)} = \boxed{\Delta 1,301,078 \text{ 千円}} \text{ A}$$

$$\text{標準財政規模} = \boxed{27,321,308 \text{ 千円}} \text{ B}$$

$$(A/B) \times 100 = \frac{\Delta 1,301,078 \text{ 千円}}{27,321,308 \text{ 千円}} = \boxed{\Delta 4.76 \%}$$

実質赤字比率

—

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

<標準財政規模>

(単位:千円、%)

項目	令和6年度	令和5年度	増減額	増減率
標準税収入額等	12,118,616	12,279,085	△ 160,469	△ 1.3
普通交付税額	15,132,249	15,085,168	47,081	0.3
臨時財政対策債発行可能額	70,443	153,385	△ 82,942	△ 54.1
合 計	27,321,308	27,517,638	△ 196,330	△ 0.7

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、豊岡市の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率であり、すべての会計の赤字や黒字を合算し、豊岡市全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

(単位:千円)

会 計 名		実 質 収 支 額			
		令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
一 般 会 計 等	一 般 会 計	1,344,145	1,192,741	151,404	
	一般会計等に属 する特別会計	診療所事業特別会計	△ 48,352	△ 29,034	△ 19,318
		霊苑事業特別会計	5,285	2,686	2,599
	小 計 A	1,301,078	1,166,393	134,685	
一般会計 等以外の 特別会計 のうち公営 企業に係 る特別会 計以外の 会計	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	68,185	90,920	△ 22,735	
	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	7,070	7,611	△ 541	
	後期高齢者医療事業特別会計	38,967	31,939	7,028	
	介護保険事業特別会計	471,816	491,690	△ 19,874	
	小 計 B	586,038	622,160	△ 36,122	
公 営 企 業 会 計	法 適 用	水 道 事 業 会 計	2,295,712	2,834,346	△ 538,634
		下 水 道 事 業 会 計	1,947,839	2,299,495	△ 351,656
	法非適用	太 陽 光 発 電 事 業 特 別 会 計	9,973	4,743	5,230
	小 計 C	4,253,524	5,138,584	△ 885,060	
合 計 (D=A+B+C)		6,140,640	6,927,137	△ 786,497	
標 準 財 政 規 模 E		27,321,308	27,517,638	△ 196,330	

(注) 公営企業会計では、実質収支額を資金不足額又は剰余額と読み替える。

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字額(D)} &= \boxed{\triangle 6,140,640 \text{ 千円}} \\ (\text{D} / \text{E}) \times 100 &= \frac{\triangle 6,140,640 \text{ 千円}}{27,321,308 \text{ 千円}} = \boxed{\triangle 22.47 \%} \\ &= \boxed{\text{連結実質赤字比率}} \\ &= \boxed{-} \end{aligned}$$

(注) 実質赤字額がないため、△表示(黒字額を負数で表示)となっている。

(参考)

表1 令和6年度一般会計及び特別会計の決算額

(単位:千円)

会計名	歳入決算額 (1)	歳出決算額 (2)	翌年度に繰り越 すべき財源 (3)	実質収支額 (1) - (2) - (3)
一般会計	50,897,306	49,198,777	354,384	1,344,145
診療所事業特別会計	198,272	246,624		△ 48,352
霊苑事業特別会計	14,022	8,737		5,285
一般会計等の計	51,109,600	49,454,138	354,384	1,301,078
国民健康保険事業特別会計 (事業勘定)	8,488,221	8,420,036		68,185
国民健康保険事業特別会計 (直診勘定)	79,304	72,234		7,070
後期高齢者医療事業 特別会計	1,505,351	1,466,384		38,967
介護保険事業特別会計	10,394,937	9,923,121		471,816
特別会計の計	20,467,813	19,881,775		586,038

表2 公営企業会計別資金不足額(剰余額)

(単位:千円)

会計名	流動資産等 (1)	算入地方債 (2)	流動負債等 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法適用	水道事業会計	2,604,492	308,780		2,295,712
	下水道事業会計	3,244,234	1,296,395		1,947,839
	小計	5,848,726	1,605,175		4,243,551

(単位:千円)

会計名	歳入額 (1)	繰越明許費等一 未収入特定財源(2)	歳出額 (3)	解消可能資金 不足額(4)	資金剰余金 (1) - (2) - (3) + (4)
法非適用	太陽光発電事業特別会計	110,566	100,593		9,973
	小計	110,566	100,593		9,973
合計	5,959,292		1,705,768		4,253,524

(注) 「流動資産等」は、流動資産から控除財源を引き、貸倒引当金を加えた額である。

「流動負債等」は、流動負債から控除企業債、控除引当金を差し引いた額である。

(3)実質公債費比率

実質公債費比率とは、豊岡市が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金に要する一般財源の合計額が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、直近3か年の平均値を用いる。

<算定式>

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(A+B) - (C+D)}{E-D}$$

- A : 地方債の元利償還金(繰上償還等を除く。)
 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの(準元利償還金)
 C : 元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
 D : 元利償還金又は準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額(算入(準)公債費の額)
 E : 標準的な規模の収入の額(標準財政規模)

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
A 地方債の元利償還金(=a1-a2-a3)	5,665,670	6,066,118	6,349,701
一般会計等に係る公債費 a1	5,691,370	6,100,589	6,349,701
繰上償還額及び借換債を財源として償還した額 a2	5,700	24,471	
満期一括償還地方債の元金償還額 a3	20,000	10,000	
B 地方債の準元利償還金(=b1+b2+b3+b4+b5)	3,158,396	3,541,985	3,540,168
満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金相当額 b1	1,667		
公営企業債の償還財源に充てられたと認められる繰入金 b2	2,344,663	2,690,183	2,686,783
下水道事業特別会計	2,116,927	2,454,999	2,443,316
水道事業特別会計	227,575	235,088	243,467
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	161	96	
一部事務組合等の地方債に充てたと認められる補助金又は負担金 b3	812,066	851,802	853,385
公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(社会福祉法人施設建設借入金) b4			
一時借入金利子(繰替運用を除く。) b5			
C 地方債償還に充当される特定財源(=c1+c2+c3+c4+c5)	64,086	100,815	114,879
国県等からの利子補給 c1			
貸付金の財源として発行した地方債に係る貸付金の元利償還金 c2			
公営住宅使用料 c3	63,950	100,583	114,577
都市計画税充当額 c4	136	232	302
その他特定財源(湯島財産区特別会計繰入金、駐車場使用料等) c5			
D 基準財政需要額算入額(=D1)	6,071,764	6,618,938	6,746,753
一般会計等公債費算入額(D1=d1+d2+d3)	6,071,764	6,618,938	6,746,753
事業費補正額 d1	1,459,987	1,835,694	1,829,386
災害復旧費等算入額 d2	3,929,411	4,126,205	4,271,064
密度補正算入額 d3	682,366	657,039	646,303
E 標準財政規模(=e1+e2+e3)	27,321,308	27,517,638	27,500,974
標準税収入額等 e1	12,118,616	12,279,085	11,891,884
普通交付税額 e2	15,132,249	15,085,168	15,263,833
臨時財政対策債発行可能額 e3	70,443	153,385	345,257

<実質公債費比率の状況>

(単位:千円)

令和6年度 (単年度)	=	$\frac{(5,665,670 + 3,158,396) - (64,086 + 6,071,764)}{27,321,308 - 6,071,764}$	=	12.65070%
令和5年度 (単年度)	=	$\frac{(6,066,118 + 3,541,985) - (100,815 + 6,618,938)}{27,517,638 - 6,618,938}$	=	13.82072%
令和4年度 (単年度)	=	$\frac{(6,349,701 + 3,540,168) - (114,879 + 6,746,753)}{27,500,974 - 6,746,753}$	=	14.59095%

(注) 単年度実質公債費比率は、小数点以下第6位を四捨五入している。

**実質公債費比率
(3か年平均) 13.6 %**

(注) 実質公債費比率は、小数点以下第2位を切り捨てしている。

<実質公債費比率の推移>

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
13.6%	14.1%	14.3%	14.1%	13.8%	13.3%	12.3%

(注) 直近3か年の平均

【参考】 類似団体等との比較(令和5年度決算)

総務省令和5年度財政状況資料に基づく。

区 分	実質公債費比率
兵 庫 県 平 均	6.1%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	6.0%
兵庫県内類似団体(注)(芦屋市)	7.7%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

(4) 将来負担比率

将来負担比率とは、地方債残高に加え、土地開発公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、豊岡市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が、標準財政規模を基本とした額に対する比率であり、豊岡市の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{将来負担比率} = \frac{A - (B + C + D)}{E - F}$$

- A : 将来負担額
 B : 充当可能基金額(地方債償還額等に充てることができる基金)
 C : 充当可能特定財源見込額(地方債償還額等に充てることができる特定財源)
 D : 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額
 E : 標準財政規模 (27,321,308 千円)
 F : 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (6,071,764 千円)

(注) 実質公債費比率算定で用いたD基準財政需要額算入額の数値

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
A 将来負担額(A1+A2+A3+A4+A5+A6+A7)	81,241,594	87,574,099	94,201,769
当該年度末一般会計等地方債現在高(=a1+a2+a3)	A1		
一般会計	a1	35,914,382	39,069,890
診療所事業特別会計	a2	51,242	57,426
霊苑事業特別会計	a3		64,583
債務負担行為に基づく支出予定額(=a4+a5)	A2		
土地開発公社依頼土地買戻し	a4		
社会福祉法人の施設建設に係るもの	a5		
公営企業債等繰入見込額(=a6+a7+a8+a9)	A3	30,677,611	33,141,804
水道事業会計	a6	1,849,652	1,391,825
下水道事業会計	a7	28,826,663	31,748,894
国民健康保険事業特別会計(直診勘定)	a8	1,296	1,085
宅地事業特別会計	a9		1,174
組合等の地方債の元金償還に充てる本市負担見込額(=a10)	A4	9,169,491	9,819,655
公立豊岡病院組合	a10	9,169,491	9,819,655
退職手当負担見込額(=a11+a12-a13)	A5	5,428,868	5,485,324
一般職退職手当支給予定額	a11	5,939,677	5,928,724
特別職退職手当支給予定額	a12	32,695	23,115
退職手当組合積立不足額	a13	543,504	466,515
設立法人の負担額等に係る一般会計等の負担見込額(=a14+a15+a16)	A6		
土地開発公社	a14		
第三セクター	a15		
その他の債務補償債務等(兵庫県信用保証協会)	a16		
連結実質赤字額(=a17+a18+a19)	A7		
市会計	a17		
公立豊岡病院組合	a18		
北但行政事務組合他5団体	a19		

(注) 北但行政事務組合他5団体とは、但馬広域行政事務組合、兵庫県市町村職員退職手当組合、兵庫県市町交通災害共済組合、兵庫県後期高齢者医療広域連合(一般会計・特別会計)である。

(単位:千円)

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
B 充当可能基金額(=b1~b13合計額)		21,535,153	20,852,678	20,398,327
	財政調整基金 b1	6,102,384	5,867,340	6,038,457
	市債管理基金 b2	4,013,824	3,445,328	2,911,382
	福祉基金 b3	1,064,407	1,170,638	1,171,236
	公共施設整備基金 b4	7,106,580	7,146,732	7,179,263
	コウホリ基金 b5	22,429	31,143	37,001
	水と土保全対策基金 b6	30,000	30,000	30,000
	奨学基金 b7	214,165	200,536	193,910
	植村直己顕彰基金 b8	47,048	47,048	47,048
	被災者生活再建支援基金 b9	493,780	493,107	492,699
	国民健康保険財政調整基金 b10	314,159	378,418	506,780
	介護保険給付費準備基金 b11	918,545	903,661	710,185
	土地開発基金 b12	887,468	872,468	848,550
	その他の基金 b13	320,364	266,259	231,816
C 充当可能特定財源見込額(=c1~c8合計額)		392,333	456,117	556,569
	国庫支出金等 c1			
	転貸債に係る償還金(住宅新築・改修資金貸付金、災害援護資金等) c2	45,263	45,896	47,207
	公営住宅使用料 c3	295,828	352,795	444,779
	都市計画税 c4			
	診療所収入 c5	51,242	57,426	64,583
	駐車場収入 c6			
	湯島財産区特別会計繰入金 c7			
	霊苑永代使用料 c8			
D (=d1~d19合計額)		56,344,803	60,566,427	63,968,323
地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	消防費 d1			
	道路橋りょう費 d2		1,074	10,851
	港湾費 d3			
	都市計画費 d4			
	公園費 d5			45
	下水道費 d6	18,699,913	19,840,860	21,038,158
	その他の土木費 d7	21,705	12,346	6,960
	小学校費 d8	91,145	107,638	129,999
	中学校費 d9	23,064	27,279	46,762
	高等学校費 d10			
	社会福祉費 d11			46,410
	保健衛生費 d12	6,178,675	6,452,121	6,082,288
	こども子育て費 d13	59,718	46,410	
	高齢者保健福祉費 d14			
	清掃費 d15	508	837	1,973
	農業行政費 d16	2,709	2,708	2,765
	林野水産行政費 d17			409
	地域振興費 d18	1,225,553	1,102,966	814,817
	公債費 d19	30,041,813	32,972,188	35,786,886
	災害復旧費	206,617	211,521	223,071
	辺地対策事業債償還費	430,880	432,720	441,640
	補正予算債償還費	507,649	473,684	486,799
	地方税減収補填債償還費	124,216	131,798	131,798
	財源対策債償還費	306,886	287,903	266,732
	減税補填債償還費	18,736	39,026	66,837
	臨時財政対策債償還費	13,266,391	14,895,799	16,282,412

(単位:千円)

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
つ づ き	東日本大震災全国緊急防災施策等償還費	4,082,227	4,212,313	4,083,318
	国土強靱化施策償還費	1,193,040	1,001,984	787,920
	過疎対策事業償還費	2,107,824	1,902,249	1,964,253
	合併特例償還費	7,797,347	9,383,191	11,052,106
	その他の起償還費			

(単位:千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
実質的な将来負担額 [A-(B+C+D)]	2,969,305	5,698,877	9,278,550
市民一人当たりの実質的な将来負担額	39	74	119

(参考) 住基人口(人) 75,189 76,586 77,765

(注) 算出に当たっては、各年度1月1日現在の住民基本台帳人口(外国人含む)を用いている。

<将来負担比率の状況> (令和6年度)

(単位:千円)

$$\text{将来負担比率} = \frac{81,241,594 - (21,535,153 + 392,333 + 56,344,803)}{27,321,308 - 6,071,764} = 13.9\%$$

(注) 将来負担比率は、小数点以下第1位を切り捨てしている。

<将来負担比率の推移>

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度
13.9%	27.2%	44.7%	56.2%	69.3%	74.5%	74.8%

【参考】類似団体等との比較(令和5年度決算)

総務省令和5年度財政状況資料に基づく。

区 分	将来負担比率
兵 庫 県 平 均	21.5%
兵 庫 県 内 都 市 平 均	23.0%
兵庫県内類似団体(注) (芦屋市)	48.6%

(注) 人口及び産業構造等により全国の自治体をグループに分類し、豊岡市と同じグループに属する団体をいう。

4 資金不足比率について

資金不足比率とは、豊岡市の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率であり、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して算定し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

<算定式>

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

○水道事業会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 2,295,712	△ 2,834,346	△ 3,056,339
流動負債	a	1,296,931	1,193,757	1,867,126
控除企業債等	b	988,151	997,678	983,044
控除引当金等	c			
流動資産	d	2,604,492	3,030,425	3,940,421
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	1,819,182	1,798,548	1,573,083
A/B×100		△ 126.19	△ 157.59	△ 194.28
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○下水道事業会計 [法適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
資金不足額(=(a-b-c)-(d+e))	A	△ 1,947,839	△ 2,299,495	△ 2,215,807
流動負債	a	5,052,580	5,041,712	4,842,334
控除企業債等	b	3,756,185	3,730,074	3,710,973
控除引当金等	c			
流動資産	d	3,244,234	3,611,133	3,347,168
貸倒引当金	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	1,643,223	1,652,587	1,665,936
A/B×100		△ 118.53	△ 139.14	△ 133.00
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

○太陽光発電事業特別会計 [法非適用企業]

(単位:千円、%)

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
資金不足額(=(a-b-c)+(d+e))	A	△ 9,973	△ 4,743	△ 6,958
歳出額	a	100,593	133,064	105,363
算入地方債	b			
歳入額	c	110,566	137,807	125,110
繰越明許費繰越額	d			12,789
未収入特定財源	e			
事業の規模(営業収益の額)	B	100,412	113,537	113,382
A/B×100		△ 9.93	△ 4.17	△ 6.13
資金不足比率		—	—	—

(注) 資金不足が生じていないため、△表示となっている。

報告第15号

放棄した債権の報告について（一般会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成26年条例第51号）第13条第1項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

債権放棄調書（都市整備部 建築住宅課）

債権の名称・種類	住宅使用料			私債権	
債権放棄年月日	令和7年3月21日				
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する条例第13条第1項適用規定)	特記事由	人数	件数 (期数)	金額(円)	
	第1号(生活困窮)		0	0	0
	第2号(破産法)		0	0	0
	第3号(消滅時効)	行方不明	2	42	983,303
	第4号(限定承認)		0	0	0
	第5号(法的処理後)		0	0	0
	第6号(徴収停止後)		0	0	0
	合計		2	42	983,303

報告第16号

放棄した債権の報告について（水道事業会計）

豊岡市債権の管理に関する条例（平成26年条例第51号）第13条第1項の規定により別紙のとおり放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

債権放棄調書（上下水道部 水道課）

債権の名称・種類	水道料金		私債権	
債権放棄年月日	令和7年3月31日			
放棄の根拠規定 (豊岡市債権の管理に関する条例第13条第1項適用規定)	特記事由	水栓数 (契約数)	件数 (期数)	金額(円)
第1号(生活困窮)		0	0	0
第2号(破産法)		0	0	0
第3号(消滅時効)	※行方不明	20	64	123,291
	※死亡	19	81	186,517
	※破産	9	30	218,813
	※解散	0	0	0
	※転出	21	104	149,536
第4号(限定承認)		0	0	0
第5号(法的処理後)		0	0	0
第6号(徴収停止後)		0	0	0
合計		69	279	678,157

第59号議案

物件購入契約の締結について

豊岡消防団、竹野消防団及び但東消防団の団員へ貸与する消防団員用活動服（夏用）の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 消防団員用活動服（夏用）の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 22,380,985円
消防団員用活動服（夏用） 上衣 809着、下衣 809着 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市日高町山本40番地
田中消防器具製作所
代表 田中 智弘 |
| (備考) 納入期限 | 令和8年3月27日 |
| 主な仕様 | 株式会社赤尾「エミュファイター団員用夏活動服（NEOエコ1507ST）」 |

第60号議案

令和6年度豊岡市水道事業剰余金の処分について

令和6年度豊岡市水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

令和6年度豊岡市水道事業未処分利益剰余金2,791,534,172円のうち、900,000円を豊岡市奨学基金積立金に、1,650,000,000円を建設改良積立金に、106,700,000円を資産維持積立金に積み立て、814,700,000円を資本金に組み入れ、剰余を繰り越すものとする。

第 61 号議案

令和 6 年度豊岡市下水道事業剰余金の処分について

令和 6 年度豊岡市下水道事業剰余金について、下記のとおり処分したいので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 8 月 29 日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

令和 6 年度豊岡市下水道事業未処分利益剰余金 1,182,432,967 円のうち、417,786,734 円を減債積立金に、379,036 円を建設改良積立金に積み立て、764,267,197 円を資本金に組み入れるものとする。

第62号議案

物件購入契約の締結について

学校給食センターに配備する学校給食配送車両の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 契約の目的 | 学校給食配送車両購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 28,015,200円
学校給食配送車両3台（豊岡2台、出石1台） |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県豊岡市弥栄町1番28号
北但自動車株式会社
代表取締役 長田 通明 |
| (備考) 納入期限 | 令和9年3月26日（債務負担行為 令和8年度） |
| 主な仕様 | 4WD、アルミバン、給食配送用コンテナ横積4台、スイングアーム式リフト |

第63号議案

豊岡市職員等の旅費に関する条例及び豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員等の旅費に関する条例及び豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

国家公務員等に関する旅費制度の改正の趣旨を踏まえ、職員等に関する旅費制度に係る所要の規定の整備を行うため。

豊岡市職員等の旅費に関する条例及び豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

(豊岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員等の旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「在勤庁」の右に「(常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所)」を加え、同条第2項を削る。

第3条第4項中「その出発前に」を「、」に、「、旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)を変更され、若しくは取り消され」を「旅行命令等の変更(取消しを含む。同項及び第5条において同じ。)を受け」に、「において」を「その他規則で定める場合には」に改め、「があるときは、当該金額」を削り、「うち、」を「うち」に、「となった」を「となる金額又は支出を要する」に改める。

第4条第1項中「任命権者又はその委任を受けた者(以下「旅行命令権者」という。)」を「旅行命令権者」に、「旅行命令等」を「旅行命令又は旅行依頼(以下この条及び次条において「旅行命令等」という。)」に改め、同条第3項中「を変更(取消しを含む。以下同じ。)する」を「の変更をする」に、「これを変更する」を「その変更をする」に改める。

第5条第1項中「変更された」を「変更を受けた」に、「本条」を「この条」に改め、同条第2項中「時間的余裕がない」を「いとまがない」に改める。

第6条中「車賃、日当」を「その他の交通費」に、「食卓料」を「包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

第7条から第13条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金

- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送

を行うものに限る。)の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊料)

第11条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用に第13条に規定する宿泊手当に相当する費用を加えた費用とし、その額は、1夜当たり1万4,200円とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による旅費の額及び当該宿泊に要する費用の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。ただし、第11条本文に規定する宿泊料の額を支給された場合には、宿泊手当は支給しない。

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊料又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第7条から第10条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

第14条第2項中「車賃」を「その他の交通費」に改める。

第16条第2号中「第12条第1項」を「第11条本文」に改める。

第17条中「第12条第1項」を「第11条」に改める。

第18条中「旅費は」の右に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第7条から第14条までに規定する種目及び内容に基づき」を加える。

第19条及び第20条を削り、第21条を第19条とし、第22条を第20条とする。

第23条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「その他当該」を「その他」に、「より、又は当該」を「より又は」に改め、同条を第21条とし、同条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第22条 支出命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第23条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「航空賃」の右に「、その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当」を加え、同条第2号を次のように改める。

(2) 宿泊料 豊岡市職員等の旅費に関する条例第11条の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条中「1万4,200円」とあるのは「1万5,700円」と読み替えるものとする。

第5条第3号から第5号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の豊岡市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第3項の

規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の豊岡市職員等の旅費に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第3項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第4項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 新条例第22条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

豊岡市職員等の旅費に関する条例及び豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正内容

(1) 豊岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 出張の定義に、旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを加えること。（第2条関係）

イ 旅費の種類について、車賃、日当及び食卓料を削除し、その他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当を新設すること。（第6条関係）

ウ 鉄道賃、船賃及び航空賃について、その内容及び費用の種類を定めるとともに、それぞれの運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道、船舶又は航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とすること。（第7条、第8条、第9条関係）

エ その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とすること。（第10条関係）

オ 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用に宿泊手当に相当する費用を加えた費用とし、その額は、1夜当たり1万4,200円とするとともに、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とすること。（第11条関係）

カ 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に要する費用の額の合計額とすること。（第12条関係）

キ 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とするとともに、宿泊手当を支給しない又は減額する場合の規定を定めること。（第13条関係）

ク 旅費について、旅行に要する実費を弁償するためのものとして、この条例に規定する旅費の種目及び内容に基づき計算することとすること。（第18条関係）

ケ 旅費計算上の旅行日数に係る規定並びに同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料の減額に係る規定を廃止すること。（旧第19条、旧第20条関係）

コ 市以外の者から旅費の支給を受ける場合に、旅費の調整を行うこととすること。（第21条関係）

サ 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者が当該旅費を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、旅行者の給与又は旅費の額から当該旅費に相当する金額を差し引くことができる規定を新設すること。（第22条関係）

シ この条例の適正な執行を確保するため、市長が任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる規定を新設すること。

(第23条関係)

ス その他所要の規定の整理を行うこと。

(2) 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係）

旅費の種類について、豊岡市職員等の旅費に関する条例と同様の改正を行うこととし、その額については、その他の交通費、包括宿泊費及び宿泊手当にあつては一般職の職員の例によること、宿泊料にあつては同条例の宿泊料の規定を準用して算出された額とするとともに、その準用に当たっては、1万4,200円とあるのは1万5,700円と読み替えるものとする。 (第5条関係)

2 附 則

(1) この条例は、令和8年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例による改正後の豊岡市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び次項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に旅行命令権者が旅行命令等を発する旅行等について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発した旅行等については、なお従前の例によること。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

(3) 旅費の返納に係る規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用すること。(附則第3項関係)

豊岡市職員等の旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出張 職員が、公務のため一時その在勤庁_____を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>2 この条例において「何々地」という場合には、<u>市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいうものとする。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が<u>その出発前に次条第3項の規定により、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更され、若しくは取り消され、又は死亡した場合において_____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうち、その者の損失となった_____金</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁<u>（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）</u>を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。</p> <p>(3) 略</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、<u>_____次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び第5条において同じ。）を受け_____、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額_____のうち その者の損失となる金額又は支出を要する金</u></p>

額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 前条第1項又は第2項に規定する旅行は、任命権者又はその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）の発する旅行命令等

_____によ
って行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をする時間的余裕がない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当 _____、宿泊料、食卓料 _____及び移転料とする。

額で、規則で定めるものを旅費として支給することができる。

(旅行命令等)

第4条 前条第1項又は第2項に規定する旅行は、旅行命令権者 _____の発する旅行命令又は

旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によ
って行わなければならない。

2 略

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする _____必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない _____場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 略

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊料、包括宿泊費、宿泊手当及び移転料とする。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道旅行について、その路程に応じ次に掲げる旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を支給する。

- (1) 旅客運賃は、乗車に要する旅客運賃
- (2) 普通急行列車を運行する路線による旅行で、片道50キロメートル以上の場合は、前号に規定する旅客運賃のほか、普通急行料金
- (3) 特別急行列車を運行する路線による旅行で、片道75キロメートル以上の場合は、第1号に規定する旅客運賃のほか、特別急行料金(新幹線を運行する路線については、新幹線特別急行料金)
- (4) 座席指定料金を徴する客車を運行する路線による旅行で、片道75キロメートル以上の場合は、第1号に規定する旅客運賃及び第2号又は第3号に規定する料金のほか座席指定料金

(船賃)

第8条 船賃は、水路旅行について、その路程に応じ次に掲げる旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)を支給する。

- (1) 運賃の等級を2階級以上に区分する船舶による旅行の場合においては、下級(3階級に区分されている場合は、中級)の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合においては、その乗船に要する運賃

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(船賃)

第8条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第10条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空旅行について、現に支払った旅客運賃を支給する。

(車賃)

第10条 車賃は、1キロメートル当たり37円を支給する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路程を通算して計算し、通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(3) 座席指定料金

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(航空賃)

第9条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第10条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用す

(日当)

第11条 日当は、1日当たり2,600円を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める地域への旅行の場合においては、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除き、日当は、支給しない。

3 第1項の規定にかかわらず、旅行の性質上日当を支給することが適当でないと認められる場合は、その一部又は全部を支給しないことができる。

(宿泊料)

第12条 宿泊料は、1夜当たり1万1,800円を支給する。

2 宿泊料は、水路旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食卓料)

第13条 食卓料は、1夜当たり2,600円を支給する。

2 食卓料は、船賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

る移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

(宿泊料)

第11条 宿泊料は、旅行中の宿泊に要する費用に第13条に規定する宿泊手当に相当する費用を加えた費用とし、その額は、1夜当たり1万4,200円とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第12条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第7条から第10条までの規定による旅費の額及び当該宿泊に要する費用の額の合計額とする。

(宿泊手当)

第13条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。ただし、第11条本文に規定する宿泊料の額を支給された場合には、宿泊手当は支給しない。

(移転料)

第14条 略

2 前項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の移転について、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃_____の実費額を加算して支給する。

(市内出張旅費)

第16条 市内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。

(1) 公共交通機関を利用した場合 その実費相当額

2 宿泊手当の額は、前2条の規定により支給される宿泊料又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項本文の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 1,600円

(2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 800円

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、第7条から第10条までの規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費(包括宿泊費のうちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、800円とする。

4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(移転料)

第14条 略

2 前項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の移転について、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の実費額を加算して支給する。

(市内出張旅費)

第16条 市内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費又は当該旅費を基準とする日額旅費に限り支給する。

(1) 公共交通機関を利用した場合 その実費相当額

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 第12条第1項に規定する額の範囲内の実費相当額

(旅費の特例)

第17条 職員が特別職の職員に同行して旅行するときの宿泊料の額は、第12条第1項の規定にかかわらず、特別職の職員と同額とする。

(旅費の計算)

第18条 旅費は_____、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

第19条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについては1日の割合をもつて通算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第20条 旅行者が同一地域に滞在する場合における日当及び宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数10日を超える場合にはその超える日数について定額の1割、滞在日数20日を超える場合にはその超える日数について定額の2割、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の3割に相当する額をそれぞれの定

(2) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合 第11条本文に規定する額の範囲内の実費相当額

(旅費の特例)

第17条 職員が特別職の職員に同行して旅行するときの宿泊料の額は、第11条の規定にかかわらず、特別職の職員と同額とする。

(旅費の計算)

第18条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第7条から第14条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によって計算する。

額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第21条・第22条 略

(旅費の調整)

第23条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により、又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない部分の旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

第19条・第20条 略

(旅費の調整)

第21条 任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける _____場合その他 _____旅行における特別の事情により又は _____旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない部分の旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 略

(旅費の返納)

第22条 支出命令権者は、旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、当該旅費を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(監督)

第23条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対し

て、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行
い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（旅費の種類及び額）</p> <p>第5条 市長等の旅費の種類は、次の各号に掲げるものとし、その額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃 _____ 及び び移転料 豊岡市職員等の旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第54号）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>(2) 車賃 1キロメートルにつき37円</p> <p>(3) 日当 1日につき3,000円</p> <p>(4) 宿泊料 1夜につき13,300円</p> <p>(5) 食卓料 1夜につき3,000円</p>	<p>（旅費の種類及び額）</p> <p>第5条 市長等の旅費の種類は、次の各号に掲げるものとし、その額は、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 鉄道賃、船賃、航空賃、<u>その他の交通費、包括宿泊費、宿泊手当及び移転料</u> 豊岡市職員等の旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第54号）の規定の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。</p> <p>(2) <u>宿泊料</u> 豊岡市職員等の旅費に関する条例第11条の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条中「1万4,200円」とあるのは「1万5,700円」と読み替えるものとする。</p>

第64号議案

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例
制定について

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律等の改正に伴い、職員等への意向確認、部分休業等に関する規定の整備を行うことで、仕事と育児との両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するとともに、育児時間の多様化に対応するため。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年豊岡市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第16条の3第1項」を「第16条の4第1項」に改める。

第16条の4を第16条の5とする。

第16条の3第1項中「申告、請求又は申出(次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第16条の4とし、第16条の2の次に次の1条を加える。

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、豊岡市職員の育児休業等に関する条例(平成17年豊岡市条例第40号)第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 豊岡市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置
- (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
- (3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を

確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」及び「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を削り、「を除く」の右に「。次条において同じ」を加える。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第20条第2項及び第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条の次に次の4条を加える。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分
- (2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じ

て得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第21条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改める。

第22条を次のように改める。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年豊岡市条例第187号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内)」を「養育するため1日の勤務時間の全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の豊岡市職員の育児休業等に関する条例第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第1条関係）

ア 任命権者は、本人又は配偶者の妊娠、出産等について申出をした職員及び3歳に満たない子を養育する職員に対して、仕事と育児との両立に資する制度等を知らせるための措置、当該措置の請求等に係る意向を確認するための措置等を講じなければならないこと。（第16条の3関係）

イ その他所要の規定の整理を行うこと。

(2) 豊岡市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第2条関係）

ア 非常勤職員における部分休業について、その取得要件のうち勤務日ごとの勤務時間の要件を廃止すること。（第19条関係）

イ 1日につき2時間を超えない範囲内で請求する部分休業を第1号部分休業とし、勤務時間の始め又は終わりに限り承認する取扱いを廃止すること。（第20条関係）

ウ 1年につき条例で定める時間を超えない範囲内で請求する部分休業を第2号部分休業とし、その承認は1時間単位とすること等を規定すること。（第20条の2関係）

エ 職員がいずれの部分休業を請求するかを任命権者に申し出る際の当該部分休業の請求期間を、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とすること。（第20条の3関係）

オ 1年につき第2号部分休業を取得できる時間数を、取得する職員の勤務時間数に10を乗じて得た時間数と規定すること。（第20条の4関係）

カ 部分休業の申出の内容を変更することができる特別の事情は、申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該申出の変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とすること。（第20条の5関係）

キ 部分休業の承認を取り消す事由として条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとすること。（第22条関係）

ク その他所要の規定の整理を行うこと。

(3) 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第3条関係） 部分休業の制度変更に伴い、所要の規定の整理を行うこと。（第19条関係）

2 附則

(1) この条例は、令和7年10月1日から施行すること。（附則第1項関係）

(2) この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認

の請求をする場合において、第2号部分休業を取得できる時間数の規定の適用については、「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とすること。（附則第2項関係）

豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の3第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、</p>	<p>（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）</p> <p>第9条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前3項の規定は、要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第16条の4第1項</u>において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあり、</p>

並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

並びに第2項及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 略

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、豊岡市職員の育児休業等に関する条例（平成17年豊岡市条例第40号）第23条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- (2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置
- (3) 豊岡市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項におい

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の3 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

(勤務環境の整備に関する措置)

て「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第16条の4 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 略

(勤務環境の整備に関する措置)

第16条の4 略

第16条の5 略

豊岡市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く_____。）</p> <p>（部分休業_____の承認）</p> <p>第20条 <u>部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業_____の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>	<p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 勤務日の日数_____を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員_____を除く。次条において同じ。）</p> <p>（第1号部分休業の承認）</p> <p>第20条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u></p> <p>2 労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は勤務時間条例第16条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p>

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）で行うものとする。

（第2号部分休業の承認）

第20条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第20条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第20条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第20条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第21条 職員が部分休業_____の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第19条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第22条 第13条の規定は、部分休業について準用する。

豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を<u>養育</u>するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内）の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第19条 略</p> <p>2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を<u>養育</u>するため1日の勤務時間の全部又は一部（2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間）に限る。）を勤務しないことをいう。）又は介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、管理者が職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務をしないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）若しくは介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。</p>

第65号議案

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例を
廃止する条例制定について

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条
例を次のように定める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

湯の原温泉オートキャンプ場を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立湯の原温泉オートキャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第135号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第66号議案

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定について

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

神鍋高原観光施設を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

豊岡市立神鍋高原観光施設の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第137号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第67号議案

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

地方自治法の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市公営企業の設置等に関する条例（平成17年豊岡市条例第186号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

地方自治法の改正に伴い、引用する規定の条番号を改めること。(第6条関係)

2 附則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行すること。

豊岡市公営企業の設置等に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u>の規定により、公営企業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の9第8項</u>の規定により、公営企業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、 当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

第68号議案

豊岡市給水条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市給水条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

災害その他非常の場合に、管理者が認めるときは、他の市町村長が指定した工事事業者による給水装置工事及び排水設備工事の施行を可能とするため。

豊岡市条例第 号

豊岡市給水条例等の一部を改正する条例

(豊岡市給水条例の一部改正)

第1条 豊岡市給水条例(平成17年豊岡市条例第188号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた水道事業管理者を含む。以下この項において同じ。)又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

(豊岡市下水道条例の一部改正)

第2条 豊岡市下水道条例(平成17年豊岡市条例第192号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

(豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(平成17年豊岡市条例第194号)の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業管理者を含む。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

豊岡市給水条例等の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市給水条例の一部改正（第1条関係）

災害その他非常の場合において、他の市町村長又は他の市町村長が給水装置工事事業者として指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると管理者が認めるときは、これらの者による当該工事の施行を可能とすること。（第8条関係）

(2) 豊岡市下水道条例の一部改正（第2条関係）

災害その他非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた者に排水設備工事を行わせる必要があると管理者が認めるときは、その者による当該工事の施行を可能とすること。（第6条関係）

(3) 豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正（第3条関係）

豊岡市下水道条例の一部改正と同様の改正を行うこと。（第8条関係）

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

豊岡市給水条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>（工事の施行）</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。</p> <p>2 略</p>	<p>（工事の施行）</p> <p>第8条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 <u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

豊岡市下水道条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>（排水設備指定工事店の指定）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。</p> <p>2・3 略</p>	<p>（排水設備指定工事店の指定）</p> <p>第6条 排水設備等の新設等の工事は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>2・3 略</p>

豊岡市集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）
<p>（排水設備の工事の施工）</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事は、豊岡市下水道条例（平成17年豊岡市条例第192号。以下「下水道条例」という。）第6条に規定する指定工事店でなければ、行ってはならない。</p>	<p>（排水設備の工事の施工）</p> <p>第8条 排水設備の新設等の工事は、豊岡市下水道条例（平成17年豊岡市条例第192号。以下「下水道条例」という。）第6条に規定する指定工事店でなければ、行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

第69号議案

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(理由)

公職選挙法施行令の改正に準じ、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費の支払額を引き上げるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例（平成17年豊岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条及び第10条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第13条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「58万6,905円」を「60万9,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

公職選挙法施行令の改正に準じ、選挙運動用のビラ及びポスターの作成に係る公費の支払額を引き上げること。(第9条、第10条、第13条関係)

2 附則

(1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)

豊岡市議会議員及び豊岡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びに選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公営に関する条例新旧
対照表

現行	改正後（案）
<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払)</p> <p>第9条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額)</p> <p>第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>8円38銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。</p> <p>(選挙運動用ポスターの作成に係る公費の支払)</p> <p>第13条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、</p>

当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

- (1) 当該選挙のポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙のポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額

当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ポスターの作成枚数(当該候補者を通じて、当該選挙のポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対し支払う。

- (1) 当該選挙のポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額(1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。次号において同じ。)
- (2) 当該選挙のポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該ポスター掲示場の数で除して得た金額

第70号議案

令和7年度豊岡市一般会計補正予算（第5号）

令和7年度豊岡市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ325,085千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,804,830千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税		460,547	8,251	468,798
	4. 森林環境譲与税	110,208	8,251	118,459
12. 地方交付税		17,400,000	325,702	17,725,702
	1. 地方交付税	17,400,000	325,702	17,725,702
15. 使用料及び手数料		712,165	△3,404	708,761
	1. 使用料	525,776	△3,404	522,372
16. 国庫支出金		6,266,429	3,833	6,270,262
	1. 国庫負担金	3,427,477	5,791	3,433,268
	2. 国庫補助金	2,782,515	△9,220	2,773,295
	3. 委託金	56,437	7,262	63,699
17. 県支出金		3,264,961	15,473	3,280,434
	1. 県負担金	1,823,543	3,249	1,826,792
	2. 県補助金	1,150,646	13,216	1,163,862
	3. 委託金	290,772	△992	289,780
18. 財産収入		148,264	400	148,664
	1. 財産運用収入	63,961	400	64,361
19. 寄附金		1,544,480	△3,950	1,540,530
	1. 寄附金	1,544,480	△3,950	1,540,530
20. 繰入金		3,015,583	△206,406	2,809,177
	1. 特別会計繰入金	36,497	100,601	137,098
	2. 基金繰入金	2,979,086	△307,007	2,672,079
21. 繰越金		1	648,318	648,319
	1. 繰越金	1	648,318	648,319
22. 諸収入		2,046,007	△502,132	1,543,875
	5. 雑収入	1,477,149	△502,132	975,017
23. 市債		4,181,700	39,000	4,220,700
	1. 市債	4,181,700	39,000	4,220,700
歳入合計		51,479,745	325,085	51,804,830

一般会計

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		261,549	△480	261,069
	1. 議 会 費	261,549	△480	261,069
2. 総 務 費		8,878,850	△292,429	8,586,421
	1. 総 務 管 理 費	7,825,126	△321,394	7,503,732
	2. 徴 税 費	434,485	6,187	440,672
	3. 戸籍住民基本台帳費	297,804	24,002	321,806
	4. 選 挙 費	253,667	△61	253,606
	5. 統 計 調 査 費	42,701	△992	41,709
	6. 監 査 委 員 費	25,067	△171	24,896
3. 民 生 費		15,209,030	127,230	15,336,260
	1. 社 会 福 祉 費	4,946,479	44,372	4,990,851
	2. 老 人 福 祉 費	3,561,540	13,893	3,575,433
	3. 児 童 福 祉 費	5,776,088	33,667	5,809,755
	4. 生 活 保 護 費	924,923	35,298	960,221
4. 衛 生 費		5,616,921	△147,164	5,469,757
	1. 保 健 衛 生 費	4,890,586	24,186	4,914,772
	2. 清 掃 費	726,335	△171,350	554,985
6. 農 林 水 産 業 費		1,614,232	△6,761	1,607,471
	1. 農 業 費	1,259,465	△35,666	1,223,799
	2. 林 業 費	322,761	23,288	346,049
	3. 水 産 業 費	32,006	5,617	37,623
7. 商 工 費		1,600,863	△3,611	1,597,252
	1. 商 工 費	1,600,863	△3,611	1,597,252
8. 土 木 費		5,520,298	△16,544	5,503,754
	1. 土 木 管 理 費	493,042	△8,219	484,823
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	1,658,583	△9,911	1,648,672
	5. 都 市 計 画 費	2,930,510	4,728	2,935,238
	6. 住 宅 費	358,017	△3,142	354,875

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		2,075,924	45,023	2,120,947
	1. 消 防 費	2,075,924	45,023	2,120,947
10. 教 育 費		5,279,348	△8,498	5,270,850
	1. 教 育 総 務 費	1,732,005	18,655	1,750,660
	2. 小 学 校 費	991,439	△10,987	980,452
	3. 中 学 校 費	426,231	12,305	438,536
	4. 幼 稚 園 費	242,078	△29,158	212,920
	5. 社 会 教 育 費	951,417	△13,675	937,742
	6. 保 健 体 育 費	936,178	14,362	950,540
12. 公 債 費		5,294,205	628,319	5,922,524
	1. 公 債 費	5,294,205	628,319	5,922,524
歳 出 合 計		51,479,745	325,085	51,804,830

第 2 表 債務負担行為補正

追 加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム更新業務	令和8年度	45,000
但東地域公共施設あり方検討業務	令和8年度	1,700
豊岡農業スクール開校事業	令和8年度	8,660
家庭ごみ収集運搬業務	令和8年度から 令和12年度まで	1,765,000
中小企業奨学金返済 支援事業補助金	令和8年度	2,250
植村直己冒険館機能強化 改修運営事業 (令和7年度追加分)	令和8年度から 令和18年度まで	29,775
計		1,852,385

変 更 (単位 千円)

事 項	期 間		限 度 額	
	補 正 前	補 正 後	補 正 前	補 正 後
ガバメントクラウド 管理領域運用業務	令和8年度から 令和12年度まで	同左	44,550	10,098
旧豊岡清掃センター 解体・撤去事業	令和8年度から 令和9年度まで	同左	1,778,741	1,954,839
計			1,823,291	1,964,937

第 3 表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
都市計画施設整備事業費 〔 アイ テ ィ 〕	10,100 〔 10,100 〕	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり	当初予算 記載のとおり
計	10,100			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
総合健康ゾーン整備事業費	275,400	279,200
観光施設整備事業費 〔 城崎温泉交流センター 〕	454,400 〔 215,700 〕	446,500 〔 207,800 〕
消防防災設備整備事業費 〔 デジタル防災行政無線 〕 〔 Jアラート受信機 〕	135,600 〔 53,900 〕 〔 0 〕	168,600 〔 75,700 〕 〔 11,200 〕
計	4,181,700	4,210,600

令和 7 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 5 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	460,547	8,251	468,798
12. 地方交付税	17,400,000	325,702	17,725,702
15. 使用料及び手数料	712,165	△3,404	708,761
16. 国庫支出金	6,266,429	3,833	6,270,262
17. 県支出金	3,264,961	15,473	3,280,434
18. 財産収入	148,264	400	148,664
19. 寄附金	1,544,480	△3,950	1,540,530
20. 繰入金	3,015,583	△206,406	2,809,177
21. 繰越金	1	648,318	648,319
22. 諸収入	2,046,007	△502,132	1,543,875
23. 市債	4,181,700	39,000	4,220,700
歳入合計	51,479,745	325,085	51,804,830

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	261,549	△480	261,069
2. 総務費	8,878,850	△292,429	8,586,421
3. 民生費	15,209,030	127,230	15,336,260
4. 衛生費	5,616,921	△147,164	5,469,757
6. 農林水産業費	1,614,232	△6,761	1,607,471
7. 商工費	1,600,863	△3,611	1,597,252
8. 土木費	5,520,298	△16,544	5,503,754
9. 消防費	2,075,924	45,023	2,120,947
10. 教育費	5,279,348	△8,498	5,270,850
12. 公債費	5,294,205	628,319	5,922,524
歳出合計	51,479,745	325,085	51,804,830

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△480
△3,702		△328,776	40,049
16,688		82,675	27,867
320	3,800	△154,614	3,330
			△6,761
	△7,900		4,289
6,000	10,100	△6,000	△26,644
	33,000		12,023
		1,550	△10,048
			628,319
19,306	39,000	△405,165	671,944

2. 歳 入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 4. 森林環境譲与税

目	補正前の額	補正額	計
1. 森林環境譲与税	110,208	8,251	118,459
計	110,208	8,251	118,459

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,400,000	325,702	17,725,702
計	17,400,000	325,702	17,725,702

(款) 15. 使用料及び手数料

(項) 1. 使用料

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務使用料	43,456	△3,404	40,052
計	525,776	△3,404	522,372

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計
3. 民生費国庫負担金	3,424,992	5,478	3,430,470
4. 衛生費国庫負担金	2,485	313	2,798
計	3,427,477	5,791	3,433,268

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費国庫補助金	122,401	△15,672	106,729

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	森林環境譲与税	8,251	森林環境譲与税	8,251

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	地方交付税	325,702	普通交付税	325,702

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	総務管理使用料	△3,404	有償旅客運送使用料	△3,404

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	社会福祉費負担金	5,032	障害者(児)自立支援給付費負担金(過年度分) 生活困窮者自立相談支援事業等負担金(過年度分)	4,414 618
3.	児童福祉費負担金	446	児童手当負担金(過年度分)	446
1.	保健衛生費負担金	313	養育医療事業費負担金	313

(単位 千円)

節		金額	説明	明
区分				
1.	総務管理費補助金	△15,672	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	△15,672

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	1,290,648	6,452	1,297,100
計	2,782,515	△9,220	2,773,295

(款) 16. 国庫支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	477	1,262	1,739
4. 土木費委託金	41,670	6,000	47,670
計	56,437	7,262	63,699

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,819,828	3,242	1,823,070
3. 衛生費県負担金	1,242	7	1,249
計	1,823,543	3,249	1,826,792

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費県補助金	47,101	11,700	58,801
2. 民生費県補助金	424,510	1,516	426,026

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2.	老人福祉費補助金	4,928	地域介護・福祉空間整備等交付金 4,928
3.	児童福祉費補助金	1,524	放課後児童健全育成事業費補助金 1,060 子ども・子育て支援事業費補助金 464

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2.	戸籍住民基本台帳費委託金	1,262	中長期在留者住居地届出等事務委託金 1,262
1.	土木管理費委託金	6,000	現地実証実験委託金 6,000

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	社会福祉費負担金	3,010	自立支援医療費負担金(過年度分) 1,352 障害者(児)自立支援給付費負担金(過年度分) 1,658
3.	児童福祉費負担金	1	児童手当負担金(過年度分) 1
4.	生活保護費負担金	231	生活保護費負担金(過年度分) 231
1.	保健衛生費負担金	7	養育医療事業費負担金 7

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1.	総務管理費補助金	11,700	住宅用太陽光発電設備等導入事業費補助金 11,700
1.	社会福祉費補助金	456	重度障害者医療費助成事業費補助金 97 医療費 55 事務費 42 母子家庭等医療費助成事業費補助金 99

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
(民生費県補助金)			
計	1,150,646	13,216	1,163,862

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

目	補正前の額	補正額	計
1. 総務費委託金	222,780	△992	221,788
計	290,772	△992	289,780

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
2. 利子及び配当金	36,013	400	36,413
計	63,961	400	64,361

(款) 19. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
2. 総務費寄附金	1,544,200	△6,000	1,538,200
3. 民生費寄附金	0	1,000	1,000
8. 教育費寄附金	280	1,050	1,330
計	1,544,480	△3,950	1,540,530

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
(社会福祉費補助金)		高齢重度障害者医療費助成事業費補助金	260
		医療費	233
		事務費	27
3. 児童福祉費補助金	1,060	放課後児童健全育成事業費補助金	1,060

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
5. 統計調査費委託金	△992	国勢調査事務委託金	△994
		港湾統計調査事務委託金	2

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
1. 利子及び配当金	400	(株)出石まちづくり公社出資配当金	400

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
1. 総務管理費寄附金	△6,000	企業版ふるさと応援寄附金	△6,000
4. 児童福祉費寄附金	1,000	児童福祉事業費寄附金	1,000
1. 教育総務費寄附金	1,050	教育総務費寄附金	1,050

(款) 20. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	0	22,355	22,355
3. 介護保険事業特別会計繰入金	0	54,020	54,020
4. 診療所事業特別会計繰入金	0	21,912	21,912
8. 水道事業会計繰入金	0	900	900
20. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	0	1,414	1,414
計	36,497	100,601	137,098

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 財政調整基金繰入金	1,685,604	△310,727	1,374,877
3. 福祉基金繰入金	16,834	3,720	20,554
計	2,979,086	△307,007	2,672,079

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	648,318	648,319
計	1	648,318	648,319

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
6. 雑入	1,476,601	△502,132	974,469

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 国民健康保険事業特別会計繰入金	22,355	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰入金 国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰入金	15,285 7,070
1. 介護保険事業特別会計繰入金	54,020	介護保険事業特別会計繰入金	54,020
1. 診療所事業特別会計繰入金	21,912	診療所事業特別会計繰入金	21,912
1. 水道事業会計繰入金	900	水道事業会計繰入金	900
1. 後期高齢者医療事業特別会計繰入金	1,414	後期高齢者医療事業特別会計繰入金	1,414

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 財政調整基金繰入金	△310,727	財政調整基金繰入金	△310,727
1. 福祉基金繰入金	3,720	福祉基金繰入金	3,720

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 前年度繰越金	648,318	前年度繰越金	648,318

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 雑入	△502,132	補助金・交付金 デジタル基盤改革支援補助金 事業助成金 永楽館自主事業助成金 指定管理者納付金	△6,008 △6,008 3,000 3,000 666

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

目	補正前の額	補正額	計
(雑入)			
計	1,477,149	△502,132	975,017

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計
4. 衛生債	465,900	3,800	469,700
7. 商工債	527,600	△7,900	519,700
8. 土木債	845,100	10,100	855,200
9. 消防債	394,600	33,000	427,600
計	4,181,700	39,000	4,220,700

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
(雑 入)		市民交流広場及びこども広場	666
		移転補償金	△502,097
		旧豊岡清掃センター	△502,097
		返納金	2,307
		計画相談支援推進事業補助金返納金	2,307

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 保 健 衛 生 債	3,800	総合健康ゾーン整備事業債	3,800
1. 商 工 債	△7,900	観光施設整備事業債	△7,900
		城崎温泉交流センター	△7,900
5. 都 市 計 画 債	10,100	都市計画施設整備事業債	10,100
		アイティ	10,100
1. 消 防 債	33,000	消防防災設備整備事業債	33,000
		デジタル防災行政無線	21,800
		Jアラート受信機	11,200

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	261,549	△480	261,069				△480
計	261,549	△480	261,069				△480

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,146,639	△50,151	2,096,488				△50,151
5. 財 産 管 理 費	1,834,136	△262,386	1,571,750			△322,364	59,978

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△209	人件費	△480
3. 職員手当等		△47	一般職給	△209
			一般職員	△209
4. 共済費		△224	扶養手当	150
			住居手当	△12
			通勤手当	△100
			期末手当	△31
			勤勉手当	△54
			共済組合負担金	△224

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△2,798	人件費	△50,151
2. 給料		△8,309	会計年度任用職員報酬	△2,798
			パートタイム職員	△2,714
3. 職員手当等		1,576	パートタイム職員 (地域手当相当額)	△84
			特別職給	△7,423
4. 共済費		4,337	一般職給	△886
			一般職員	△5,878
18. 負担金、補助及び交付金		△44,957	会計年度任用職員 (フルタイム)	4,992
			扶養手当	△619
			地域手当	32
			住居手当	429
			通勤手当	1,274
			時間外勤務手当	2,842
			管理職手当	2,778
			期末手当	△4,274
			勤勉手当	△1,121
			児童手当	235
			共済組合負担金	△176
			雇用保険料	1,784
			健保、厚生年金保険料	344
			労災保険料	2,385
			負担金	△44,957
			退職手当組合	△44,887
	職員互助会	△70		
11. 役員費		920	基金管理費 【財政課・生活環境課・社会福祉課・農林水産課・環境経済課・教育総務課】	△271,212
12. 委託料		7,906	財政調整基金積立金	20,000
24. 積立金		△271,212	福祉基金積立金	2,307
			奨学基金積立金	900
			地域振興基金積立金	31,356

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)							
6. 企画費	827,150	1,556	828,706				1,556
8. 公共交通対策費	494,665	△17,838	476,827	△15,672		△3,404	1,238
9. 環境政策推進費	143,408	12,190	155,598	11,700			490
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	112,597	530	113,127				530
11. 情報管理費	357,562	△13,286	344,276			△6,008	△7,278

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			公共施設整備基金積立金 △325,571 森林環境基金積立金 △204 財産管理費 【地域づくり課・出石地域振興課】 8,826 手数料 920 業務委託料 7,906 測量業務
8. 旅 費	338		企画調整費 【経営企画課】 1,556 普通旅費 338
18. 負担金、補助及び 交 付 金	1,218		負担金 1,218 但馬広域行政事務組合 1,218
10. 需 用 費	△1,996		バス交通対策事業費 【都市整備課】 △17,838 消耗品費 △500
11. 役 務 費	△1,037		燃料費 △1,496 通信運搬費 △32
12. 委 託 料	△16,194		手数料 △705 自動車損害保険料 △300
13. 使用料及び賃借料	△1,527		業務委託料 △16,194 バス運行管理業務
18. 負担金、補助及び 交 付 金	2,916		O A 機器借上料 △1,527 補助金 2,916 地方バス等公共交通維持確保対策費 2,916
2. 給 料	△82		人件費 490 一般職給 △82
3. 職 員 手 当 等	560		一般職員 △82 扶養手当 216
4. 共 済 費	12		通勤手当 125 時間外勤務手当 177
18. 負担金、補助及び 交 付 金	11,700		期末手当 42 共済組合負担金 12 太陽光発電システム導入補助事業費 【コウノトリ共 生課】 11,700 補助金 11,700 自家消費型住宅用太陽光発電システム等 11,700
2. 給 料	△190		人件費 530 一般職給 △190
3. 職 員 手 当 等	421		一般職員 △190 扶養手当 30
4. 共 済 費	299		通勤手当 △125 時間外勤務手当 563 期末手当 △22 勤勉手当 △25 共済組合負担金 299
2. 給 料	97		人件費 △150 一般職給 97
3. 職 員 手 当 等	△203		一般職員 97 扶養手当 △30
4. 共 済 費	△44		住居手当 △336 通勤手当 148

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(情報管理費)							
17. 但東振興局費	24,372	2,000	26,372				2,000
21. 交通安全対策費	8,495	△1,887	6,608				△1,887
32. 地域コミュニティ 推進費	552,040	1,358	553,398				1,358
34. 地方創生推進事業 費	599,003	6,520	605,523			3,000	3,520
計	7,825,126	△321,394	7,503,732	△3,972		△328,776	11,354

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	306,886	6,187	313,073				6,187

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
12. 委託料		△13,136	期末手当 72 勤勉手当 63 児童手当 △120 共済組合負担金 △44 行政情報化推進事業費 【D X ・ 行財政改革推進課】 △13,136 業務委託料 △13,136 システム開発業務	
12. 委託料		2,000	但東振興局プロジェクト事業費 【但東地域振興課】 2,000 業務委託料 2,000 但東地域公共施設あり方検討業務	
2. 給料		△543	人件費 △1,887 一般職給 △543	
3. 職員手当等		△965	一般職員 △543 地域手当 △11	
4. 共済費		△379	住居手当 △270 通勤手当 △68 時間外勤務手当 20 期末手当 △346 勤勉手当 △290 共済組合負担金 △379	
3. 職員手当等		1,358	人件費 1,358 時間外勤務手当 1,358	
13. 使用料及び賃借料		1,520	定住推進事業費 【地域づくり課】 5,000 補助金 5,000	
18. 負担金、補助及び交付金		5,000	定住促進事業費 5,000 出石永楽館歌舞伎開催事業費 【出石地域振興課】 1,520 建物借上料 1,520	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		△276	人件費 6,187 会計年度任用職員報酬 △276	
2. 給料		636	パートタイム職員 △276 一般職給 636	
3. 職員手当等		3,746	一般職員 636 扶養手当 753	
4. 共済費		2,081	地域手当 89 住居手当 1,686 通勤手当 △954	

(款) 2. 総務費

(項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(税務総務費)							
計	434,485	6,187	440,672				6,187

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	297,804	24,002	321,806	1,262			22,740
計	297,804	24,002	321,806	1,262			22,740

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		時間外勤務手当 328 管理職手当 △574 期末手当 1,414 勤勉手当 714 児童手当 290 共済組合負担金 2,137 健保、厚生年金保険料 △56

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	1,354	人件費 22,740 会計年度任用職員報酬 1,354
2. 給料	7,876	パートタイム職員 1,327 パートタイム職員 (地域手当相当額) 27
3. 職員手当等	8,875	一般職給 7,876 一般職員 10,372
4. 共済費	4,635	会計年度任用職員 (フルタイム) △2,496
17. 備品購入費	1,262	扶養手当 336 地域手当 192 住居手当 295 通勤手当 406 時間外勤務手当 1,610 管理職手当 1,329 期末手当 2,258 勤勉手当 1,869 児童手当 580 共済組合負担金 4,748 健保、厚生年金保険料 △113 中長期在留者住居地届出等事務費 【窓口サービス課】 1,262 庁用備品 1,262

(款) 2. 総務費

(項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	16,544	△61	16,483				△61
計	253,667	△61	253,606				△61

(款) 2. 総務費

(項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
7. 基幹統計調査費	172	2	174	2			
45. 国勢調査費	41,958	△994	40,964	△994			
計	42,701	△992	41,709	△992			

(款) 2. 総務費

(項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	25,067	△171	24,896				△171
計	25,067	△171	24,896				△171

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	18	人件費 △61 扶養手当 18
4. 共済費	△79	共済組合負担金 △79

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
10. 需用費	2	港湾統計調査費 【建設課】 2 消耗品費 2
1. 報酬	△63	人件費 △1,204 会計年度任用職員報酬 △1,420
3. 職員手当等	△741	パートタイム職員 △1,420 指導員報酬 327
4. 共済費	△400	調査員報酬 1,030 通勤手当 △41
12. 委託料	210	期末手当 △400 勤勉手当 △300 共済組合負担金 △200 健保、厚生年金保険料 △200 国勢調査費 【総務課】 210 業務委託料 210 国勢調査実地調査業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△144	人件費 △171 扶養手当 △144
4. 共済費	△27	通勤手当 28 期末手当 △28 共済組合負担金 △27

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	1,522,726	△2,265	1,520,461			22,355	△24,620
4. 精神障害者福祉費	65,267	59	65,326				59
8. 隣保館費	17,649	△466	17,183				△466
9. 国民年金事務費	4,839	△85	4,754				△85
10. 医療費助成事業費	389,874	1,616	391,490	456			1,160

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬	441	人件費	6,459	
2. 給 料	451	会計年度任用職員報酬	441	
3. 職 員 手 当 等	4,253	パートタイム職員	441	
4. 共 済 費	1,314	一般職給	451	
22. 償還金、利子及び割引	732	一般職員	451	
27. 繰 出 金	△9,456	扶養手当	△417	
		地域手当	38	
		住居手当	△300	
		通勤手当	632	
		時間外勤務手当	2,275	
		管理職手当	1,812	
		期末手当	660	
		勤勉手当	613	
		児童手当	△1,060	
		共済組合負担金	1,268	
		健保、厚生年金保険料	46	
		福祉事務所費 【社会福祉課】	710	
		国県負担金等精算返納金	710	
		国庫補助金返納金	710	
		特別障害者手当等運営対策事業費 【社会福祉課】	22	
		国県負担金等精算返納金	22	
		国庫負担金返納金	22	
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金 【国保・年金課】	△9,719	
		国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△9,719	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金 【健康増進課】	263	
		国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	263	
22. 償還金、利子及び割引	59	ひきこもり対策事業費 【社会福祉課】	59	
		国県負担金等精算返納金	59	
		国庫補助金返納金	59	
1. 報 酬	△235	人件費	△697	
3. 職 員 手 当 等	△352	会計年度任用職員報酬	△235	
4. 共 済 費	△110	パートタイム職員	△235	
17. 備 品 購 入 費	231	通勤手当	△260	
		期末手当	△50	
		勤勉手当	△42	
		共済組合負担金	△45	
		健保、厚生年金保険料	△65	
		豊岡隣保館事業費 【社会福祉課】	231	
		庁用備品	231	
3. 職 員 手 当 等	△85	人件費	△85	
		時間外勤務手当	△85	
22. 償還金、利子及び割引	1,616	高齢期移行助成事業費 【国保・年金課】	529	
		国県負担金等精算返納金	529	
		県補助金返納金	529	
		乳幼児等医療費助成事業費 【国保・年金課】	759	
		国県負担金等精算返納金	759	
		県補助金返納金	759	

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(医療費助成事業費)							
15. 障害者総合支援事業費	2,751,273	43,302	2,794,575	7,424			35,878
16. 生活困窮者自立支援事業費	22,183	2,211	24,394				2,211
計	4,946,479	44,372	4,990,851	7,880		22,355	14,137

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,193,296	8,965	3,202,261			59,154	△50,189

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
			こども医療費助成事業費 【国保・年金課】 328 国県負担金等精算返納金 328 県補助金返納金 328
3. 職員手当等		23	人件費 23 時間外勤務手当 23
22. 償還金、利子及び割引		43,279	障害者(児)自立支援給付事業費 【社会福祉課】 38,229 国県負担金等精算返納金 38,229 国庫負担金返納金 25,486 県負担金返納金 12,743 障害者(児)医療給付事業費 【社会福祉課】 5,050 国県負担金等精算返納金 5,050 国庫負担金返納金 5,050
22. 償還金、利子及び割引		2,211	自立相談支援事業費 【社会福祉課】 1,600 国県負担金等精算返納金 1,600 国庫負担金返納金 1,600 住居確保給付金支給事業費 【社会福祉課】 611 国県負担金等精算返納金 611 国庫負担金返納金 611

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬		2,028	人件費 204 会計年度任用職員報酬 2,028
2. 給料		△2,027	パートタイム職員 1,989 パートタイム職員(地域手当相当額) 39
3. 職員手当等		456	一般職給 △2,027 一般職員 △2,027
4. 共済費		△253	扶養手当 36 地域手当 △40
18. 負担金、補助及び交付金		3,720	通勤手当 28 期末手当 325 勤勉手当 107
22. 償還金、利子及び割引		590	共済組合負担金 △521 健保、厚生年金保険料 268
27. 繰出金		4,451	老人福祉総務費 【高年介護課】 4,310 補助金 3,720 補聴器購入費助成金 3,720 国県負担金等精算返納金 590 国庫負担金返納金 585 県負担金返納金 5

(款) 3. 民生費

(項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(老人福祉総務費)							
9. 老人福祉施設整備費	65,101	4,928	70,029	4,928			
計	3,561,540	13,893	3,575,433	4,928		59,154	△50,189

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	2,193,779	27,369	2,221,148	911		666	25,792

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
		介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】	4,451
		介護保険事業特別会計繰出金	4,451
18. 負担金、補助及び交付金	4,928	民間老人福祉施設助成事業費 【高年介護課】	4,928
		交付金	4,928
		地域介護・福祉空間整備等交付金	4,928

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	4,200	人件費	△31,843
		会計年度任用職員報酬	4,200
2. 給料	△20,118	パートタイム職員	4,173
		パートタイム職員 (地域手当相当額)	27
3. 職員手当等	△11,342	一般職給	△20,118
		一般職員	△17,622
4. 共済費	△4,583	会計年度任用職員 (フルタイム)	△2,496
		扶養手当	△54
22. 償還金、利子及び割引	59,212	地域手当	△486
		住居手当	△1,578
		通勤手当	△417
		時間外勤務手当	85
		管理職手当	△2,078
		期末手当	△3,359
		勤勉手当	△3,215
		児童手当	△240
		共済組合負担金	△2,057
		健保、厚生年金保険料	341
		学校共済組合負担金	△2,867
		児童福祉総務費 【幼児育成課】	58,360
		国県負担金等精算返納金	58,360
		国庫補助金返納金	46,337
		県負担金返納金	12,023
		児童扶養手当給付事業費 【こども支援課】	115
		国県負担金等精算返納金	115
		国庫負担金返納金	115
		児童手当給付事業費 【国保・年金課】	28
		国県負担金等精算返納金	28
		県負担金返納金	28
		こども支援センター運営事業費 【こども支援課】	201
		国県負担金等精算返納金	201
		国庫補助金返納金	201

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(児童福祉総務費)							
2. 放課後児童クラブ 運営費	345,940	5,882	351,822	2,120		248	3,514
5. 公立園費	826,444	△2,130	824,314			252	△2,382
6. 母子・父子福祉費	29,434	2,546	31,980				2,546
計	5,776,088	33,667	5,809,755	3,031		1,166	29,470

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費 【こども支援課】	508
			国県負担金等精算返納金	508
			国庫補助金返納金	508
1. 報酬		1,453	人件費	2,452
			会計年度任用職員報酬	1,453
3. 職員手当等		668	パートタイム職員	1,425
			パートタイム職員(地域手当相当額)	28
4. 共済費		331	期末手当	363
			勤勉手当	305
14. 工事請負費		3,182	共済組合負担金	132
			健保、厚生年金保険料	199
17. 備品購入費		248	放課後児童健全育成事業費 【幼児育成課・教育施設課】	3,430
			整備工事費	3,182
			放課後児童クラブ	
			事業用備品	248
1. 報酬		5,879	人件費	△2,382
			会計年度任用職員報酬	5,879
2. 給料		△13,948	パートタイム職員	5,763
			パートタイム職員(地域手当相当額)	116
3. 職員手当等		3,757	一般職給	△13,948
			一般職員	26,381
4. 共済費		1,930	会計年度任用職員	△40,329
			扶養手当	312
17. 備品購入費		252	地域手当	△227
			住居手当	534
			通勤手当	△934
			管理職手当	1,902
			期末手当	1,333
			勤勉手当	557
			児童手当	280
			共済組合負担金	△1,532
			健保、厚生年金保険料	△2,117
			学校共済組合負担金	5,579
			児童保育運営事業費 【幼児育成課】	252
			事業用備品	252
3. 職員手当等		△62	人件費	△25
			通勤手当	△72
4. 共済費		37	期末手当	10
			共済組合負担金	37
22. 償還金、利子及び割引料		2,571	母子・父子福祉事業費 【こども支援課】	1,648
			国県負担金等精算返納金	1,648
			国庫補助金返納金	1,648
			母子生活支援施設措置事業費 【こども支援課】	923
			国県負担金等精算返納金	923
			国庫負担金返納金	615
			県負担金返納金	308

(款) 3. 民生費

(項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	66,616	2,380	68,996	618			1,762
2. 扶助費	858,307	32,918	891,225	231			32,687
計	924,923	35,298	960,221	849			34,449

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	776,352	22,309	798,661		3,800		18,509
2. 生涯健康推進費	293,934	0	293,934	320			△320

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	126	人件費	2,294	
		一般職給	126	
3. 職員手当等	2,098	一般職員	126	
		扶養手当	426	
4. 共済費	70	地域手当	11	
		通勤手当	△41	
22. 償還金、利子及び割引	86	時間外勤務手当	970	
		期末手当	169	
		勤勉手当	63	
		児童手当	500	
		共済組合負担金	70	
		生活保護適正実施推進事業費 【社会福祉課】	86	
		国県負担金等精算返納金	86	
		国庫補助金返納金	86	
22. 償還金、利子及び割引	32,918	生活保護措置費 【社会福祉課】	32,918	
		国県負担金等精算返納金	32,918	
		国庫負担金返納金	32,918	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	1,498	人件費	18,209	
		会計年度任用職員報酬	1,498	
2. 給料	7,468	パートタイム職員	1,468	
		パートタイム職員(地域手当相当額)	30	
3. 職員手当等	4,943	一般職給	7,468	
		一般職員	9,964	
4. 共済費	4,300	会計年度任用職員(フルタイム)	△2,496	
		扶養手当	749	
14. 工事請負費	4,100	地域手当	154	
		住居手当	942	
		通勤手当	96	
		管理職手当	△573	
		期末手当	1,972	
		勤勉手当	1,258	
		児童手当	345	
		共済組合負担金	4,362	
		健保、厚生年金保険料	△62	
		総合健康ゾーン健康増進施設管理費 【健康増進課】	4,100	
		整備工事費	4,100	
		総合健康ゾーン健康増進施設		
		財源更正		

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 環境衛生費	23,886	1,083	24,969				1,083
7. 火葬場費	44,887	18	44,905				18
9. 診療所費	106,665	776	107,441			21,912	△21,136
計	4,890,586	24,186	4,914,772	320	3,800	21,912	△1,846

(款) 4. 衛生費

(項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 清掃総務費	26,449	4,275	30,724				4,275
2. 塵芥処理費	675,334	△175,643	499,691			△176,526	883
3. し尿処理費	24,552	18	24,570				18
計	726,335	△171,350	554,985			△176,526	5,176

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		1,083	人件費 時間外勤務手当	1,083 1,083
3. 職員手当等		18	人件費 時間外勤務手当	18 18
27. 繰出金		776	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 診療所事業特別会計繰出金	776 776

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		2,383	人件費	4,275
			一般職給	2,383
3. 職員手当等		1,842	一般職員 扶養手当	2,383 252
4. 共済費		50	地域手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 勤勉手当 児童手当 共済組合負担金	53 270 346 160 308 213 240 50
12. 委託料		△1,643	旧清掃施設管理費 【生活環境課】	△175,643
			投資委託料	△2,098
14. 工事請負費		△174,000	施工監理 業務委託料 工事発注支援業務 解体工事費 旧豊岡清掃センター	455 △174,000
3. 職員手当等		18	人件費 時間外勤務手当	18 18

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	69,437	△7,300	62,137				△7,300
2. 農業総務費	154,499	△25,502	128,997				△25,502
5. 農地費	396,173	△2,864	393,309				△2,864
計	1,259,465	△35,666	1,223,799				△35,666

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△3,463	人件費	△7,300	
		一般職給	△3,463	
3. 職員手当等	△2,544	一般職員	△3,463	
		扶養手当	△366	
4. 共済費	△1,293	地域手当	△76	
		住居手当	△306	
		通勤手当	△77	
		期末手当	△838	
		勤勉手当	△641	
		児童手当	△240	
		共済組合負担金	△1,316	
		健保、厚生年金保険料	23	
1. 報酬	△2,115	人件費	△25,502	
		会計年度任用職員報酬	△2,115	
2. 給料	△10,693	パートタイム職員	△2,074	
		パートタイム職員 (地域手当相当額)	△41	
3. 職員手当等	△9,243	一般職給	△10,693	
		一般職員	△10,693	
4. 共済費	△3,451	扶養手当	△726	
		地域手当	△254	
		住居手当	△408	
		通勤手当	△161	
		時間外勤務手当	303	
		管理職手当	△1,328	
		期末手当	△3,235	
		勤勉手当	△2,594	
		児童手当	△840	
		共済組合負担金	△3,169	
		健保、厚生年金保険料	△282	
1. 報酬	2,115	人件費	△2,864	
		会計年度任用職員報酬	2,115	
2. 給料	△2,397	パートタイム職員	2,073	
		パートタイム職員 (地域手当相当額)	42	
3. 職員手当等	△1,502	一般職給	△2,397	
		一般職員	△2,397	
4. 共済費	△1,080	扶養手当	△252	
		地域手当	△53	
		住居手当	△61	
		通勤手当	△19	
		期末手当	△552	
		勤勉手当	△445	
		児童手当	△120	
		共済組合負担金	△1,362	
		健保、厚生年金保険料	282	

(款) 6. 農林水産業費

(項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	61,720	14,833	76,553				14,833
2. 林業振興費	259,104	8,455	267,559				8,455
計	322,761	23,288	346,049				23,288

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水産業総務費	20,464	5,617	26,081				5,617
計	32,006	5,617	37,623				5,617

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2.	給料	7,973	人件費	14,833
			一般職給	7,973
3.	職員手当等	4,255	一般職員	7,926
			会計年度任用職員	47
4.	共済費	2,605	扶養手当	96
			地域手当	161
			通勤手当	150
			期末手当	1,879
			勤勉手当	1,549
			児童手当	420
			共済組合負担金	2,605
18.	負担金、補助及び交付金	8,455	森林環境整備事業費 【農林水産課】	8,455
			補助金	8,455
			雪害倒木緊急対策事業費	3,250
			獣害対策緩衝帯森林整備事業費	5,205

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2.	給料	1,893	人件費	5,617
			一般職給	1,893
3.	職員手当等	2,947	一般職員	1,893
			扶養手当	528
4.	共済費	777	地域手当	60
			通勤手当	247
			管理職手当	574
			期末手当	638
			勤勉手当	440
			児童手当	460
			共済組合負担金	777

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	98,594	18,583	117,177				18,583
2. 商工振興費	648,658	752	649,410				752
3. 消費者行政推進費	24,351	△9,446	14,905				△9,446
5. 観光費	163,573	△8,552	155,021				△8,552
9. 観光施設管理費	572,892	△4,948	567,944		△7,900		2,952
計	1,600,863	△3,611	1,597,252		△7,900		4,289

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	8,617	人件費	18,583	
3. 職員手当等	6,253	一般職給	8,617	
4. 共済費	3,713	一般職員	8,617	
		扶養手当	480	
		地域手当	197	
		住居手当	△216	
		通勤手当	538	
		時間外勤務手当	△25	
		管理職手当	755	
		期末手当	2,507	
		勤勉手当	2,017	
		共済組合負担金	3,713	
21. 補償、補填及び賠償金	752	中小企業金融対策事業費 【環境経済課】	752	
		補償金	752	
		損失補償金	752	
2. 給料	△4,714	人件費	△9,446	
3. 職員手当等	△3,158	一般職給	△4,714	
4. 共済費	△1,574	一般職員	△4,714	
		扶養手当	△180	
		地域手当	△110	
		通勤手当	△100	
		管理職手当	△574	
		期末手当	△1,144	
		勤勉手当	△930	
		児童手当	△120	
		共済組合負担金	△1,574	
1. 報酬	1,462	人件費	△8,552	
2. 給料	△4,930	会計年度任用職員報酬	1,462	
3. 職員手当等	△3,486	パートタイム職員	1,680	
		パートタイム職員 (地域手当相当額)	△218	
4. 共済費	△1,598	一般職給	△4,930	
		一般職員	△4,930	
		扶養手当	△312	
		地域手当	△98	
		住居手当	△27	
		通勤手当	△221	
		期末手当	△1,374	
		勤勉手当	△1,334	
		児童手当	△120	
		共済組合負担金	△1,735	
健保、厚生年金保険料	137			
12. 委託料	△4,948	城崎観光施設管理費 【城崎地域振興課】	△4,948	
		投資委託料	△7,940	
		施工監理		
		業務委託料	2,992	
		実施設計支援業務		

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	329,848	△2,052	327,796	6,000		△6,000	△2,052
4. 排水機樋門管理費	75,871	△6,167	69,704				△6,167
計	493,042	△8,219	484,823	6,000		△6,000	△8,219

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	125,209	5,686	130,895				5,686

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬	1,353	人件費	△2,052	
2. 給 料	△2,392	会計年度任用職員報酬	1,353	
3. 職 員 手 当 等	△513	パートタイム職員	1,327	
		パートタイム職員 (地域手当相当額)	26	
4. 共 済 費	△500	一般職給	△2,392	
		一般職員	△2,392	
		扶養手当	17	
		地域手当	△56	
		住居手当	△357	
		通勤手当	64	
		時間外勤務手当	350	
		期末手当	△175	
		勤勉手当	△161	
		児童手当	△195	
		共済組合負担金	△667	
		健保、厚生年金保険料	167	
1. 報 酬	67	人件費	△6,167	
2. 給 料	△3,405	会計年度任用職員報酬	67	
3. 職 員 手 当 等	△1,803	パートタイム職員	67	
		一般職給	△3,405	
4. 共 済 費	△1,026	一般職員	△3,405	
		扶養手当	△120	
		地域手当	△71	
		通勤手当	△124	
		期末手当	△755	
		勤勉手当	△613	
		児童手当	△120	
		共済組合負担金	△1,026	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給 料	3,076	人件費	5,686	
3. 職 員 手 当 等	1,390	一般職給	3,076	
		一般職員	3,076	
4. 共 済 費	1,220	扶養手当	155	
		地域手当	65	
		住居手当	△644	
		通勤手当	662	
		期末手当	715	
		勤勉手当	557	
		児童手当	△120	
		共済組合負担金	1,220	

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 道路新設改良費	209,370	△15,597	193,773				△15,597
計	1,658,583	△9,911	1,648,672				△9,911

(款) 8. 土木費

(項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	148,903	4,728	153,631		10,100		△5,372
計	2,930,510	4,728	2,935,238		10,100		△5,372

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	358,017	△3,142	354,875				△3,142

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△7,602	人件費	△15,597
3. 職員手当等		△5,634	一般職給	△7,602
4. 共済費		△2,361	一般職員	△7,602
			扶養手当	△774
			地域手当	△179
			住居手当	△308
			通勤手当	△150
			管理職手当	△574
			期末手当	△1,664
			勤勉手当	△1,265
			児童手当	△720
			共済組合負担金	△2,361

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△3,476	人件費	△5,996
3. 職員手当等		△1,758	一般職給	△3,476
4. 共済費		△762	一般職員	△3,476
			扶養手当	△198
18. 負担金、補助及び交付金		10,724	地域手当	△74
			通勤手当	△586
			期末手当	△557
			勤勉手当	△463
			児童手当	120
			共済組合負担金	△762
			都市計画総務費 【都市整備課】	10,724
			負担金	10,724
修繕工事費	10,724			

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		△1,567	人件費	△3,142
			一般職給	△1,567

(款) 8. 土木費

(項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(住宅管理費)							
計	358,017	△3,142	354,875				△3,142

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,230,887	4,929	1,235,816				4,929
2. 非常備消防費	503,546	△4,469	499,077				△4,469
5. 災害対策費	143,645	44,563	188,208		33,000		11,563

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
3. 職員手当等	△1,124	一般職員 △1,567 扶養手当 △109
4. 共済費	△451	地域手当 60 住居手当 230 通勤手当 △41 管理職手当 △574 期末手当 △386 勤勉手当 △304 共済組合負担金 △451

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	△2,693	人件費 4,929 一般職給 △2,693
3. 職員手当等	3,629	一般職員 △2,693 扶養手当 1,720
4. 共済費	3,993	住居手当 645 通勤手当 △832 管理職手当 574 期末手当 759 勤勉手当 238 児童手当 525 共済組合負担金 3,993
2. 給料	510	人件費 4,227 一般職給 510
3. 職員手当等	3,785	一般職員 510 扶養手当 360
4. 共済費	△68	地域手当 17 住居手当 336
10. 需用費	△7,869	通勤手当 △82 時間外勤務手当 2,863
17. 備品購入費	△827	期末手当 141 勤勉手当 50 児童手当 100 共済組合負担金 △68 非常備消防事業費 【危機管理課】 △8,696 消耗品費 △7,869 庁用備品 △827
12. 委託料	44,563	災害対策事業費 【危機管理課】 13,145 投資委託料 13,145 Jアラート新型受信機等整備業務

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(災害対策費)							
計	2,075,924	45,023	2,120,947		33,000		12,023

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	307,988	22,803	330,791				22,803
4. 教育研修センター費	32,128	△512	31,616				△512
5. 学校振興費	1,148,649	2,507	1,151,156			500	2,007

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		防災行政無線管理費 【危機管理課】 31,418
		業務委託料 31,418
		防災行政無線設備更新業務

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	△121	人件費 22,803
2. 給料	12,297	会計年度任用職員報酬 △121
3. 職員手当等	6,561	パートタイム職員 △121
4. 共済費	4,066	一般職給 12,297
		一般職員 12,297
		扶養手当 528
		地域手当 246
		住居手当 840
		通勤手当 655
		時間外勤務手当 405
		管理職手当 △573
		期末手当 2,614
		勤勉手当 1,906
		児童手当 △60
		共済組合負担金 4,373
		健保、厚生年金保険料 △16
		学校共済組合負担金 △291
1. 報酬	△243	人件費 △512
3. 職員手当等	△194	会計年度任用職員報酬 △243
4. 共済費	△75	パートタイム職員 △243
		通勤手当 △100
		期末手当 △51
		勤勉手当 △43
		共済組合負担金 △32
		健保、厚生年金保険料 △43
1. 報酬	3,173	人件費 1,721
3. 職員手当等	△1,659	会計年度任用職員報酬 3,173
4. 共済費	207	パートタイム職員 4,440
10. 需用費	97	パートタイム職員 (地域手当相当額) △1,267
17. 備品購入費	403	通勤手当 △345
		期末手当 △714
		勤勉手当 △600
		共済組合負担金 △524
		健保、厚生年金保険料 159
		学校共済組合負担金 572

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(学校振興費)							
6. 特別支援教育費	232,298	△6,143	226,155				△6,143
計	1,732,005	18,655	1,750,660			500	18,155

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	434,019	△11,113	422,906			1,050	△12,163
2. 小学校教育振興費	74,568	126	74,694				126
計	991,439	△10,987	980,452			1,050	△12,037

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
18. 負担金、補助及び交付金		286	こども支援センター運営事業費 【こども支援課】	500
			消耗品費	97
			事業用備品	403
			スクールバス運行管理費 【学校教育課】	286
			負担金	286
			バス運転者交通安全講習	286
1. 報酬		△4,158	人件費	△6,143
			会計年度任用職員報酬	△4,158
3. 職員手当等		△1,212	パートタイム職員	△4,077
			パートタイム職員 (地域手当相当額)	△81
4. 共済費		△773	通勤手当	△163
			期末手当	△570
			勤勉手当	△479
			健保、厚生年金保険料	△484
			学校共済組合負担金	△289

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		4,276	人件費	△12,163
			会計年度任用職員報酬	4,276
2. 給料		△10,922	パートタイム職員	4,193
			パートタイム職員 (地域手当相当額)	83
3. 職員手当等		△2,958	一般職給	△10,922
			一般職員	△10,922
4. 共済費		△2,559	扶養手当	△222
			地域手当	△223
17. 備品購入費		1,050	通勤手当	△221
			期末手当	△1,267
			勤勉手当	△1,025
			共済組合負担金	△3,155
			健保、厚生年金保険料	578
			学校共済組合負担金	18
			学校運営事業費 【学校教育課】	1,050
			教材備品	1,050
19. 扶助費		126	小学校体験活動事業費 【学校教育課】	126
			小学校体験活動費助成金	126

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	350,427	12,305	362,732				12,305
計	426,231	12,305	438,536				12,305

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	242,078	△29,158	212,920				△29,158
計	242,078	△29,158	212,920				△29,158

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	1,849	人件費	12,305
			会計年度任用職員報酬	1,849
2. 給	料	4,885	パートタイム職員	1,812
			パートタイム職員 (地域手当相当額)	37
3. 職 員 手 当 等		3,554	一般職給	4,885
			一般職員	4,885
4. 共 済 費		2,017	扶養手当	198
			地域手当	102
			通勤手当	7
			期末手当	1,784
			勤勉手当	1,463
			共済組合負担金	1,795
			健保、厚生年金保険料	239
			学校共済組合負担金	△17

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	△2,532	人件費	△29,158
			会計年度任用職員報酬	△2,532
2. 給	料	△10,581	パートタイム職員	△2,482
			パートタイム職員 (地域手当相当額)	△50
3. 職 員 手 当 等		△11,289	一般職給	△10,581
			一般職員	△28,715
4. 共 済 費		△4,756	会計年度任用職員 (フルタイム)	18,134
			扶養手当	△378
			地域手当	△258
			住居手当	△906
			通勤手当	△8
			管理職手当	△1,902
			期末手当	△4,091
			勤勉手当	△3,466
			児童手当	△280
			共済組合負担金	1,799
			健保、厚生年金保険料	△32
			学校共済組合負担金	△6,523

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	182,549	△15,303	167,246				△15,303
3. 文化財保護費	126,439	67	126,506				67
6. 図書館費	346,499	3,220	349,719				3,220
7. 市民会館等管理費	77,340	△2,183	75,157				△2,183
9. 博物館等管理費	141,355	524	141,879				524

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	△8,598	人件費	△15,303	
		一般職給	△8,598	
3. 職員手当等	△3,391	一般職員	△8,598	
		扶養手当	36	
4. 共済費	△3,314	地域手当	△179	
		住居手当	330	
		通勤手当	190	
		管理職手当	△402	
		期末手当	△2,138	
		勤勉手当	△1,808	
		児童手当	580	
		共済組合負担金	△3,314	
3. 職員手当等	38	人件費	67	
		扶養手当	18	
4. 共済費	29	児童手当	20	
		共済組合負担金	29	
1. 報酬	3,192	人件費	3,220	
		会計年度任用職員報酬	3,192	
2. 給料	△1,097	パートタイム職員	3,129	
		パートタイム職員(地域手当相当額)	63	
3. 職員手当等	693	一般職給	△1,097	
		一般職員	△1,097	
4. 共済費	432	扶養手当	△64	
		地域手当	△35	
		住居手当	933	
		通勤手当	△145	
		管理職手当	△574	
		期末手当	303	
		勤勉手当	245	
		児童手当	30	
		共済組合負担金	12	
		健保、厚生年金保険料	420	
2. 給料	△827	人件費	△2,183	
		一般職給	△827	
3. 職員手当等	△1,210	一般職員	△827	
		扶養手当	△144	
4. 共済費	△146	地域手当	△31	
		住居手当	12	
		管理職手当	△574	
		期末手当	△205	
		勤勉手当	△148	
		児童手当	△120	
		共済組合負担金	△146	
3. 職員手当等	469	人件費	524	
		扶養手当	△24	
4. 共済費	55	通勤手当	288	
		時間外勤務手当	205	
		共済組合負担金	20	
		健保、厚生年金保険料	35	

(款) 10. 教育費

(項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	951,417	△13,675	937,742				△13,675

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	59,985	12,213	72,198				12,213
5. 市民グラウンド費	66,991	2,115	69,106				2,115
7. 学校給食共同調理所費	330,151	34	330,185				34
計	936,178	14,362	950,540				14,362

(款) 12. 公債費

(項) 1. 公債費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 元金	5,111,327	628,319	5,739,646				628,319
計	5,294,205	628,319	5,922,524				628,319

一般会計

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	4,735	人件費 12,213 一般職給 4,735
3. 職員手当等	5,365	一般職員 4,735 扶養手当 528
4. 共済費	2,113	地域手当 105 住居手当 306 通勤手当 38 時間外勤務手当 1,487 期末手当 1,487 勤勉手当 1,154 児童手当 260 共済組合負担金 2,113
14. 工事請負費	2,115	このとりスタジアム管理費 【文化・スポーツ振興課】 2,115 補修工事費 2,115 屋外排水路
3. 職員手当等	△58	人件費 34 扶養手当 △48
4. 共済費	92	期末手当 △10 共済組合負担金 92

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	628,319	市債元金 【財政課】 628,319 市債元金 628,319

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等	3		27,257	11,445 (4.60月分)	38,702	6,927	45,629	
	議 員	24	101,412		44,389 (4.60月分)	145,801	28,765	174,566	
	その他の 特別職	3,838	187,351			187,351	278	187,629	
	計	3,865	288,763	27,257	55,834	371,854	35,970	407,824	
補正前	長 等	4		34,680	15,289 (4.60月分)	49,969	9,022	58,991	
	議 員	24	101,412		44,389 (4.60月分)	145,801	28,765	174,566	
	その他の 特別職	3,838	187,351			187,351	278	187,629	
	計	3,866	288,763	34,680	59,678	383,121	38,065	421,186	
比 較	長 等	△ 1		△ 7,423	△ 3,844	△ 11,267	△ 2,095	△ 13,362	
	議 員	0	0		0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0			0	0	0	
	計	△ 1	0	△ 7,423	△ 3,844	△ 11,267	△ 2,095	△ 13,362	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)					
補正後	(1,191) 824	1,413,502	3,093,688	2,524,588	7,031,778	1,336,300	8,368,078		
補正前	(1,171) 834	1,391,703	3,148,025	2,512,769	7,052,497	1,325,376	8,377,873		
比 較	(20) △ 10	21,799	△ 54,337	11,819	△ 20,719	10,924	△ 9,795		

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	94,627	65,603	42,276	112,921	456
	補正前	91,866	66,482	40,217	113,386	456
	比 較	2,761	△ 879	2,059	△ 465	0
職員手当 の内訳	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	14,009	246,316	44,128	12,542	88,552
	補正前	14,009	229,283	44,128	12,542	89,128
	比 較	0	17,033	0	0	△ 576
職員手当 の内訳	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後	501	958,227	774,755	69,675	
	補正前	501	960,866	780,740	69,165	
	比 較	0	△ 2,639	△ 5,985	510	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(4) 775		2,963,213	1,982,962	4,946,175	991,460	5,937,635	
補 正 前	(5) 779		2,992,906	1,970,265	4,963,171	984,867	5,948,038	
比 較	(△1) △ 4		△ 29,693	12,697	△ 16,996	6,593	△ 10,403	

() 内は定年前再任用短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補 正 後	94,627	62,993	42,276	63,960	456
	補 正 前	91,866	63,378	40,217	64,426	456
	比 較	2,761	△ 385	2,059	△ 466	0
	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後	14,009	246,316	44,128	12,542	88,552
	補 正 前	14,009	229,283	44,128	12,542	89,128
	比 較	0	17,033	0	0	△ 576
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)	
	補 正 後	501	691,815	551,112	69,675	
	補 正 前	501	694,318	556,848	69,165	
	比 較	0	△ 2,503	△ 5,736	510	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,187) 49	1,413,502	130,475	541,626	2,085,603	344,840	2,430,443	
補 正 前	(1,166) 55	1,391,703	155,119	542,504	2,089,326	340,509	2,429,835	
比 較	(21) △ 6	21,799	△ 24,644	△ 878	△ 3,723	4,331	608	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補 正 後		2,610		48,961	
	補 正 前		3,104		48,960	
	比 較		△ 494		1	
	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当	
	補 正 後		266,412	223,643		
	補 正 前		266,548	223,892		
	比 較		△ 136	△ 249		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 54,337	給与改定に伴う増減分	0		
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	△ 54,337	職員の変動によるもの △ 54,337 千円	
職員手当	11,819	制度改正に伴う増減分	0		
		その他の増減分	11,819	扶養手当 2,761 千円 地域手当 △ 879 千円 住居手当 2,059 千円 通勤手当 △ 465 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 17,033 千円 休日勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 △ 576 千円 管理職員特別勤務手当 0 千円 期末手当 △ 2,639 千円 勤勉手当 △ 5,985 千円 児童手当 510 千円	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額			当 該 年	
					当 該 年 度 中 起 債	
		補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額
1. 普 通 債	25,576,425	23,851,183	△ 101,500	23,749,683	4,820,700	39,000
(1) 総 務	3,528,493	3,229,066	△ 7,100	3,221,966	725,200	
(3) 衛 生	4,042,309	3,408,351		3,408,351	465,900	3,800
(4) 農 林 水 産	1,182,761	1,331,170	△ 23,300	1,307,870	210,700	
(5) 商 工	982,876	858,236		858,236	527,600	△ 7,900
(6) 土 木	7,015,980	6,994,632	△ 36,900	6,957,732	1,095,700	10,100
(7) 消 防	2,602,636	2,088,718	△ 700	2,088,018	465,300	33,000
(8) 教 育	6,036,183	5,722,823	△ 33,500	5,689,323	1,328,100	
2. 災 害 復 旧 債	234,977	237,644	△ 6,100	231,544		
(1) 農 林 水 産	55,459	36,155	△ 2,300	33,855		
(2) 土 木	179,518	201,489	△ 3,800	197,689		
3. そ の 他 債	13,258,489	11,933,155		11,933,155	79,700	
(3) 臨 時 財 政 対 策 債	12,557,330	11,305,829		11,305,829		
合 計	39,069,891	36,021,982	△ 107,600	35,914,382	4,900,400	39,000

(単位 千円)

度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額		
見 込 額	当該年度中元金償還見込額					
補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額	補正前の額	補 正 額	補正後の額
4,859,700	3,685,893		3,685,893	24,985,990	△ 62,500	24,923,490
725,200	551,833		551,833	3,402,433	△ 7,100	3,395,333
469,700	600,075		600,075	3,274,176	3,800	3,277,976
210,700	102,229		102,229	1,439,641	△ 23,300	1,416,341
519,700	207,069		207,069	1,178,767	△ 7,900	1,170,867
1,105,800	732,089		732,089	7,358,243	△ 26,800	7,331,443
498,300	483,963		483,963	2,070,055	32,300	2,102,355
1,328,100	950,902		950,902	6,100,021	△ 33,500	6,066,521
	38,847		38,847	198,797	△ 6,100	192,697
	28,077		28,077	8,078	△ 2,300	5,778
	10,770		10,770	190,719	△ 3,800	186,919
79,700	1,386,587	628,319	2,014,906	10,626,268	△ 628,319	9,997,949
	1,224,121	628,319	1,852,440	10,081,708	△ 628,319	9,453,389
4,939,400	5,111,327	628,319	5,739,646	35,811,055	△ 696,919	35,114,136

歳入補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
2	地 方 譲 与 税	460,547	8,251	468,798
12	地 方 交 付 税	17,400,000	325,702	17,725,702
15	使 用 料 及 び 手 数 料	712,165	△ 3,404	708,761
16	国 庫 支 出 金	6,266,429	3,833	6,270,262
17	県 支 出 金	3,264,961	15,473	3,280,434
18	財 産 収 入	148,264	400	148,664
19	寄 附 金	1,544,480	△ 3,950	1,540,530
20	繰 入 金	3,015,583	△ 206,406	2,809,177
21	繰 越 金	1	648,318	648,319
22	諸 収 入	2,046,007	△ 502,132	1,543,875
23	市 債	4,181,700	39,000	4,220,700
歳 入 合 計		51,479,745	325,085	51,804,830

(単位 千円)

主 な 内 容			
森林環境譲与税	8,251		
普通交付税	325,702		
有償旅客運送	△ 3,404		
障害者（児）自立支援給付費負担金（過年度分）	4,414	生活困窮者自立相談支援事業等負担金（過年度分）	618
児童手当負担金（過年度分）	446	養育医療事業費負担金	313
地域公共交通確保維持改善事業費	△ 15,672	地域介護・福祉空間整備等交付金	4,928
放課後児童健全育成事業費	1,060	子ども・子育て支援事業費	464
中長期在留者住居地届出等事務委託金	1,262	現地実証実験委託金	6,000
自立支援医療費負担金（過年度分）	1,352	障害者（児）自立支援給付費負担金（過年度分）	1,658
児童手当負担金（過年度分）	1	生活保護費負担金（過年度分）	231
養育医療事業費負担金	7	住宅用太陽光発電設備等導入事業費	11,700
重度障害者医療費助成事業費	97	母子家庭等医療費助成事業費	99
高齢重度障害者医療費助成事業費	260	放課後児童健全育成事業費	1,060
国勢調査事務委託金	△ 994	港湾統計調査事務委託金	2
㈱出石まちづくり公社出資配当金	400		
企業版ふるさと応援寄附金	△ 6,000	児童福祉事業費寄附金	1,000
教育総務費寄附金	1,050		
国民健康保険事業特別会計（事業勘定）	15,285	国民健康保険事業特別会計（直診勘定）	7,070
介護保険事業特別会計	54,020	診療所事業特別会計	21,912
水道事業会計	900	後期高齢者医療事業特別会計	1,414
財政調整基金	△ 310,727	福祉基金	3,720
前年度繰越金	648,318		
補助金・交付金	△ 6,008	事業助成金	3,000
指定管理者納付金	666	移転補償金	△ 502,097
返納金	2,307		
総合健康ゾーン整備事業債	3,800	観光施設整備事業債	△ 7,900
都市計画施設整備事業債	10,100	消防防災設備整備事業債	33,000

歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	261,549	△ 480	261,069
2	総 務 費	8,878,850	△ 292,429	8,586,421
3	民 生 費	15,209,030	127,230	15,336,260
4	衛 生 費	5,616,921	△ 147,164	5,469,757
6	農 林 水 産 業 費	1,614,232	△ 6,761	1,607,471
7	商 工 費	1,600,863	△ 3,611	1,597,252
8	土 木 費	5,520,298	△ 16,544	5,503,754
9	消 防 費	2,075,924	45,023	2,120,947
10	教 育 費	5,279,348	△ 8,498	5,270,850
12	公 債 費	5,294,205	628,319	5,922,524
歳 出 合 計		51,479,745	325,085	51,804,830

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	△ 480		
人件費	△ 22,319	基金管理費	△ 271,212
財産管理費	8,826	企画調整費	1,556
バス交通対策事業費	△ 17,838	太陽光発電システム導入補助事業費	11,700
行政情報化推進事業費	△ 13,136	但東振興局プロジェクト事業費	2,000
定住推進事業費	5,000	出石永楽館歌舞伎開催事業費	1,520
中長期在留者住居地届出等事務費	1,262	港湾統計調査費	2
国勢調査費	210		
人件費	△ 23,600	福祉事務所費	710
特別障害者手当等運営対策事業費	22	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	△ 9,719
国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	263	ひきこもり対策事業費	59
豊岡隣保館事業費	231	高齢期移行助成事業費	529
乳幼児等医療費助成事業費	759	こども医療費助成事業費	328
障害者（児）自立支援給付事業費	38,229	障害者（児）医療給付事業費	5,050
自立相談支援事業費	1,600	住居確保給付金支給事業費	611
老人福祉総務費	4,310	介護保険事業特別会計繰出金	4,451
民間老人福祉施設助成事業費	4,928	児童福祉総務費	58,360
児童扶養手当給付事業費	115	児童手当給付事業費	28
こども支援センター運営事業費	201	生活困窮世帯等子どもの学習支援事業費	508
放課後児童健全育成事業費	3,430	児童保育運営事業費	252
母子・父子福祉事業費	1,648	母子生活支援施設措置事業費	923
生活保護適正実施推進事業費	86	生活保護措置費	32,918
人件費	23,603	総合健康ゾーン健康増進施設管理費	4,100
診療所事業特別会計繰出金	776	旧清掃施設管理費	△ 175,643
人件費	△ 15,216	森林環境整備事業費	8,455
人件費	585	中小企業金融対策事業費	752
城崎観光施設管理費	△ 4,948		
人件費	△ 27,268	都市計画総務費	10,724
人件費	9,156	非常備消防事業費	△ 8,696
災害対策事業費	13,145	防災行政無線管理費	31,418
人件費	△ 12,575	こども支援センター運営事業費	500
スクールバス運行管理費	286	学校運営事業費	1,050
小学校体験活動事業費	126	こうのとりスタジアム管理費	2,115
市債元金	628,319		

歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,680,466	21,799	1,702,265
2	給 料	3,182,705	△ 61,760	3,120,945
3	職 員 手 当 等	2,572,447	7,975	2,580,422
4	共 済 費	1,364,165	8,829	1,372,994
9	交 際 費	3,113	338	3,451
10	需 用 費	1,740,868	△ 9,766	1,731,102
11	役 務 費	522,639	△ 117	522,522
12	委 託 料	5,149,007	18,758	5,167,765
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	469,130	△ 7	469,123
14	工 事 請 負 費	4,747,825	△ 164,603	4,583,222
17	備 品 購 入 費	391,757	2,619	394,376
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,964,299	3,990	10,968,289
19	扶 助 費	8,226,478	126	8,226,604
21	補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金	6,968	752	7,720
22	償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料	5,339,426	771,593	6,111,019
24	積 立 金	1,248,218	△ 271,212	977,006
27	繰 出 金	2,943,974	△ 4,229	2,939,745
歳 出 合 計		51,479,745	325,085	51,804,830

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	9,252,606	△ 68,339	9,184,267
2	物 件 費	7,373,126	△ 18,455	7,354,671
4	扶 助 費	8,226,478	126	8,226,604
5	補 助 費 等	10,289,589	173,301	10,462,890
6	普 通 建 設 事 業 費	6,095,940	△ 114,426	5,981,514
(1)	補 助 事 業 費	2,343,417	8,110	2,351,527
(2)	単 独 事 業 費	3,752,523	△ 122,536	3,629,987
9	公 債 費	5,293,064	628,319	5,921,383
(1)	元 利 償 還 費	5,291,064	628,319	5,919,383
(7)	元 金	5,111,327	628,319	5,739,646
10	積 立 金	1,248,218	△ 271,212	977,006
13	繰 出 金	2,943,974	△ 4,229	2,939,745
歳 出 合 計		51,479,745	325,085	51,804,830

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位 千円)

事業名		予算額	特定財源			一般財源
			国県支出金	地方債	その他	
民生費	民間老人福祉施設助成事業費	4,928	4,928			0
	放課後児童健全育成事業費	3,182	2,120			1,062
小計		8,110	7,048	0	0	1,062
衛生費	総合健康ゾーン健康増進施設管理費	4,100		3,800		300
	旧清掃施設管理費	△ 176,098			△ 176,526	428
小計		△ 171,998	0	3,800	△ 176,526	728
商工費	城崎観光施設管理費	△ 7,940		△ 7,900		△ 40
小計		△ 7,940	0	△ 7,900	0	△ 40
土木費	都市計画総務費	10,724		10,100		624
小計		10,724	0	10,100	0	624
消防費	災害対策事業費	13,145		11,200		1,945
	防災行政無線管理費	31,418		21,800		9,618
小計		44,563	0	33,000	0	11,563
教育費	こうのとりスタジアム管理費	2,115				2,115
小計		2,115	0	0	0	2,115
合計		△ 114,426	7,048	39,000	△ 176,526	16,052

一般会計地方債の内訳

(単位 千円)

起債の種類	事業名	事業内容	予算計上額
防災対策事業債 (充当率 75%)	消防防災設備整備事業	Jアラート新型受信機等整備業務	5,700
		防災行政無線設備更新業務	21,800
小 計			27,500
合併特例事業債 (充当率 95%)	総合健康ゾーン整備事業	総合健康ゾーン健康増進施設整備事業	3,800
	都市計画施設整備事業	アイティエレベーター修繕工事負担金	10,100
小 計			13,900
緊急防災・減災事業債 (充当率 100%)	消防防災設備整備事業	Jアラート新型受信機等整備業務	5,500
小 計			5,500
過疎対策事業債 (充当率 100%)	観光施設整備事業	城崎温泉交流センター再整備事業	△ 7,900
小 計			△ 7,900
合 計			39,000

第71号議案

令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）

令和7年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,465千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,674,808千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		731,634	△9,719	721,915
	1. 他会計繰入金	681,634	△9,719	671,915
7. 繰越金		1	68,184	68,185
	1. 繰越金	1	68,184	68,185
歳入合計		8,616,343	58,465	8,674,808

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		140,162	△9,719	130,443
	1. 総 務 管 理 費	130,132	△9,719	120,413
8. 保 健 事 業 費		119,112	1,685	120,797
	2. 特定健康診査等事業費	90,758	1,685	92,443
9. 基 金 積 立 金		620	13,758	14,378
	1. 基 金 積 立 金	620	13,758	14,378
11. 諸 支 出 金		13,134	52,741	65,875
	1. 償還金及び還付加算金	11,634	37,456	49,090
	3. 繰 出 金	1,500	15,285	16,785
歳 出 合 計		8,616,343	58,465	8,674,808

令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(事業勘定)補正予算(第1号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	731,634	△9,719	721,915
7. 繰越金	1	68,184	68,185
歳入合計	8,616,343	58,465	8,674,808

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	140,162	△9,719	130,443
8. 保健事業費	119,112	1,685	120,797
9. 基金積立金	620	13,758	14,378
11. 諸支出金	13,134	52,741	65,875
歳出合計	8,616,343	58,465	8,674,808

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△9,719	
			1,685
			13,758
			52,741
0	0	△9,719	68,184

2. 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	681,634	△9,719	671,915
計	681,634	△9,719	671,915

(款) 7. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	68,184	68,185
計	1	68,184	68,185

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
4. 職員給与費等繰入金	△9,719	職員給与費等繰入金	△9,719

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 繰越金	68,184	前年度繰越金	68,184

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	130,132	△9,719	120,413			△9,719	
計	130,132	△9,719	120,413			△9,719	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特定健康診査等事業費	90,758	1,685	92,443				1,685
計	90,758	1,685	92,443				1,685

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	△5,874	人件費	△10,039
		一般職給	△5,874
3. 職員手当等	△1,128	一般職員	△5,874
		扶養手当	228
4. 共済費	△1,278	地域手当	△116
		住居手当	336
18. 負担金、補助及び交付金	△1,439	通勤手当	154
		管理職手当	△181
		期末手当	△906
		勤勉手当	△803
		児童手当	160
		共済組合負担金	△1,278
		負担金	△1,759
		退職手当組合	△1,747
		職員互助会	△12
		一般管理費 【国保・年金課】	320
		負担金	320
		オンライン資格確認等	320

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	92	人件費	1,685
		一般職給	92
3. 職員手当等	1,263	一般職員	92
		扶養手当	276
4. 共済費	330	住居手当	336
		通勤手当	△134
		時間外勤務手当	440
		期末手当	84
		勤勉手当	21
		児童手当	240
		共済組合負担金	330

(款) 9. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	620	13,758	14,378				13,758
計	620	13,758	14,378				13,758

(款) 11. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3. 償還金	4	37,456	37,460				37,456
計	11,634	37,456	49,090				37,456

(款) 11. 諸支出金

(項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 繰出金	1,500	15,285	16,785				15,285
計	1,500	15,285	16,785				15,285

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
24. 積立金		13,758	基金積立金 【国保・年金課】	13,758
			国民健康保険財政調整基金積立金 (利子)	13,758

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
22. 償還金、利子及び割引		37,456	返納金 【国保・年金課】	37,456
			償還金	37,456
			保険給付費等交付金償還金	27,456
			保険給付費等償還金	10,000

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明		金額	
27. 繰出金		15,285	一般会計繰出金 【国保・年金課】	15,285
			一般会計繰出金	15,285

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(11) 15	19,870	58,340	39,852	118,062	24,136	142,198	
補正前	(11) 17	19,870	64,122	39,717	123,709	25,084	148,793	
比較	(0) △2	0	△5,782	135	△5,647	△948	△6,595	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	1,062	1,194	672	1,839	
	補正前	558	1,310	0	1,819	
	比較	504	△116	672	20	
	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	19	2,631			574
	補正前	19	2,191			755
	比較	0	440			△181
	区分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		17,136	14,205	520	
	補正前		17,958	14,987	120	
	比較		△822	△782	400	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 15		58,340	31,983	90,323	19,401	109,724	
補正前	(0) 17		64,122	31,848	95,970	20,349	116,319	
比較	(0) △2		△5,782	135	△5,647	△948	△6,595	

() 内は定年再任用短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	1,062	1,194	672	1,187	
	補正前	558	1,310	0	1,167	
	比較	504	△116	672	20	
	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	19	2,631			574
	補正前	19	2,191			755
	比較	0	440			△181
	区分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		13,214	10,910	520	
	補正前		14,036	11,692	120	
	比較		△822	△782	400	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(11)	19,870		7,869	27,739	4,735	32,474	
補正前	(11)	19,870		7,869	27,739	4,735	32,474	
比 較	(0)	0		0	0	0	0	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補正後				652	
	補正前				652	
	比 較				0	
	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当	
	補正後		3,922	3,295		
	補正前		3,922	3,295		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	△ 5,782	給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	△ 5,782	職員の変動によるもの △ 5,782 千円		
職 員 手 当	135	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分	135	扶養手当	504 千円	
				地域手当	△ 116 千円	
				住居手当	672 千円	
				通勤手当	20 千円	
				単身赴任手当	0 千円	
				特殊勤務手当	0 千円	
				時間外勤務手当	440 千円	
				休日勤務手当	0 千円	
				夜間勤務手当	0 千円	
				管理職手当	△ 181 千円	
				管理職員特別勤務手当	0 千円	
				期末手当	△ 822 千円	
勤勉手当	△ 782 千円					
児童手当	400 千円					

第72号議案

令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第1号）

令和7年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算
（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,333千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88,374千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		37,336	263	37,599
	1. 他会計繰入金	37,336	263	37,599
6. 繰越金		0	7,070	7,070
	1. 繰越金	0	7,070	7,070
歳入合計		81,041	7,333	88,374

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		49,727	263	49,990
	1. 総 務 管 理 費	49,727	263	49,990
5. 諸 支 出 金		0	7,070	7,070
	1. 繰 出 金	0	7,070	7,070
歳 出 合 計		81,041	7,333	88,374

令和7年度豊岡市国民健康保険事業特別会計
(直診勘定)補正予算(第1号)に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	37,336	263	37,599
6. 繰越金	0	7,070	7,070
歳入合計	81,041	7,333	88,374

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	49,727	263	49,990
5. 諸支出金	0	7,070	7,070
歳出合計	81,041	7,333	88,374

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			263
			7,070
0	0	0	7,333

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	35,836	263	36,099
計	37,336	263	37,599

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	0	7,070	7,070
計	0	7,070	7,070

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	263	一般会計繰入金	263

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 前年度繰越金	7,070	前年度繰越金	7,070

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	49,727	263	49,990				263
計	49,727	263	49,990				263

(款) 5. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	0	7,070	7,070				7,070
計	0	7,070	7,070				7,070

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		71	人件費	170
			一般職給	71
3. 職員手当等		28	会計年度任用職員	71
			期末手当	15
4. 共済費		71	勤勉手当	13
			共済組合負担金	71
10. 需用費		33	一般管理費 【健康増進課】	93
			修繕料	33
11. 役務費		60	通信運搬費	27
			手数料	33

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
27. 繰出金		7,070	一般会計繰出金 【健康増進課】	7,070
			一般会計繰出金	7,070

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 5		17,476	19,411	36,887	5,885	42,772	
補正前	(0) 5		17,405	19,383	36,788	5,814	42,602	
比較	(0) 0		71	28	99	71	170	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	258	369		459	456
	補正前	258	369		459	456
	比較	0	0		0	0
	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	10,680	210			755
	補正前	10,680	210			755
	比較	0	0			0
	区分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		3,398	2,826		
	補正前		3,383	2,813		
	比較		15	13		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 1		6,380	14,488	20,868	2,521	23,389	
補正前	(0) 1		6,380	14,488	20,868	2,450	23,318	
比較	(0)		0	0	0	71	71	

() 内は定年前再任用短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	258	148		96	456
	補正前	258	148		96	456
	比較	0	0		0	0
	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	10,680	210			755
	補正前	10,680	210			755
	比較	0	0			0
	区分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		1,040	845		
	補正前		1,040	845		
	比較		0	0		

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 4		11,096	4,923	16,019	3,364	19,383	
補正前	(0) 4		11,025	4,895	15,920	3,364	19,284	
比 較	(0)		71	28	99	0	99	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補正後		221		363	
	補正前		221		363	
	比 較		0		0	
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当	
	補正後		2,358	1,981		
	補正前		2,343	1,968		
	比 較		15	13		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	71	給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	71	職員の変動によるもの 71千円		
職 員 手 当	28	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分	28	扶養手当	0千円	
				地域手当	0千円	
				住居手当	0千円	
				通勤手当	0千円	
				単身赴任手当	0千円	
				特殊勤務手当	0千円	
				時間外勤務手当	0千円	
				休日勤務手当	0千円	
				夜間勤務手当	0千円	
				管理職手当	0千円	
				管理職員特別勤務手当	0千円	
				期末手当	15千円	
勤勉手当	13千円					
児童手当	0千円					

第73号議案

令和7年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ38,965千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,581,292千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	38,965	38,966
	1. 繰越金	1	38,965	38,966
歳入合計		1,542,327	38,965	1,581,292

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金		1,503,366	37,551	1,540,917
	1. 後期高齢者医療広域連合 納 付 金	1,503,366	37,551	1,540,917
4. 諸 支 出 金		1,525	1,414	2,939
	2. 繰 出 金	0	1,414	1,414
歳 出 合 計		1,542,327	38,965	1,581,292

令和7年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	1	38,965	38,966
歳入合計	1,542,327	38,965	1,581,292

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,503,366	37,551	1,540,917
4. 諸支出金	1,525	1,414	2,939
歳出合計	1,542,327	38,965	1,581,292

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			37,551
			1,414
0	0	0	38,965

2. 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	38,965	38,966
計	1	38,965	38,966

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 繰越金	38,965	前年度繰越金	38,965

3. 歳 出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1,503,366	37,551	1,540,917				37,551
計	1,503,366	37,551	1,540,917				37,551

(款) 4. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 繰 出 金	0	1,414	1,414				1,414
計	0	1,414	1,414				1,414

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明			
18. 負担金、補助及び交付金	37,551	後期高齢者医療広域連合納付金 【国保・年金課】	37,551	
		納付金	37,551	
		納付金	37,551	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分	説明			
27. 繰出金	1,414	一般会計繰出金 【国保・年金課】	1,414	
		一般会計繰出金	1,414	

第74号議案

令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ476,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,628,515千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,827,235	4,451	1,831,686
	1. 一般会計繰入金	1,711,651	4,451	1,716,102
8. 繰越金		1	471,814	471,815
	1. 繰越金	1	471,814	471,815
歳入合計		10,152,250	476,265	10,628,515

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		364,276	△7,914	356,362
	1. 総 務 管 理 費	313,335	△7,914	305,421
3. 地 域 支 援 事 業 費		695,406	12,365	707,771
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	29,302	4,853	34,155
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	278,313	7,512	285,825
5. 基 金 積 立 金		1,700	279,095	280,795
	1. 基 金 積 立 金	1,700	279,095	280,795
7. 諸 支 出 金		8,010	192,719	200,729
	1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	8,010	138,699	146,709
	3. 繰 出 金	0	54,020	54,020
歳 出 合 計		10,152,250	476,265	10,628,515

第 2 表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
老人福祉計画・第10期介護保険事業 計画策定支援等業務	令和8年度	2,640
計		2,640

令和7年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	1,827,235	4,451	1,831,686
8. 繰越金	1	471,814	471,815
歳入合計	10,152,250	476,265	10,628,515

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	364,276	△7,914	356,362
3. 地域支援事業費	695,406	12,365	707,771
5. 基金積立金	1,700	279,095	280,795
7. 諸支出金	8,010	192,719	200,729
歳出合計	10,152,250	476,265	10,628,515

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		△7,914	
		12,365	
			279,095
			192,719
0	0	4,451	471,814

2. 歳 入

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	59,332	4,853	64,185
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	64,176	7,512	71,688
5. その他一般会計繰入金	368,955	△7,914	361,041
計	1,711,651	4,451	1,716,102

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	471,814	471,815
計	1	471,814	471,815

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 現年度分	4,853	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	4,853
1. 現年度分	7,512	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	7,512
1. 職員給与費等繰入金	△10,928	職員給与費等繰入金	△10,928
2. 事務費繰入金	3,014	事務費繰入金	3,014

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 前年度繰越金	471,814	前年度繰越金	471,814

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	312,444	△7,914	304,530			△7,914	
計	313,335	△7,914	305,421			△7,914	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般介護予防事業費	29,302	4,853	34,155			4,853	
計	29,302	4,853	34,155			4,853	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	2,030	人件費	△10,928
2. 給料	△5,751	会計年度任用職員報酬	2,030
3. 職員手当等	△4,057	パートタイム職員	1,990
		パートタイム職員(地域手当相当額)	40
4. 共済費	△1,660	一般職給	△5,751
		一般職員	△5,751
12. 委託料	3,014	扶養手当	△402
		地域手当	△142
18. 負担金、補助及び交付金	△1,490	通勤手当	△74
		管理職手当	△936
		期末手当	△901
		勤勉手当	△882
		児童手当	△720
		共済組合負担金	△1,902
		健保、厚生年金保険料	242
		負担金	△1,490
		退職手当組合	△1,490
		一般管理費【高年介護課】	3,014
業務委託料	3,014		
		老人福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援等業務	

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	2,728	人件費	4,853
3. 職員手当等	1,420	一般職給	2,728
		一般職員	232
4. 共済費	705	会計年度任用職員(フルタイム)	2,496
		扶養手当	354
		地域手当	62
		通勤手当	68
		期末手当	433
		勤勉手当	263
		児童手当	240
		共済組合負担金	426
		健保、厚生年金保険料	279

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6. 生活支援体制整備事業費	29,177	378	29,555			378	
7. 認知症総合支援事業費	9,545	7,539	17,084			7,539	
10. 地域包括支援センター運営事業費	202,684	△405	202,279			△405	
計	278,313	7,512	285,825			7,512	

(款) 5. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 介護給付費準備基金積立金	1,700	279,095	280,795				279,095
計	1,700	279,095	280,795				279,095

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	241	人件費	378	
3. 職員手当等	217	一般職給	241	
4. 共済費	△80	一般職員	241	
		扶養手当	18	
		期末手当	110	
		勤勉手当	89	
		共済組合負担金	△80	
2. 給料	4,282	人件費	7,539	
3. 職員手当等	1,744	一般職給	4,282	
4. 共済費	1,513	一般職員	4,282	
		地域手当	85	
		住居手当	△336	
		通勤手当	223	
		期末手当	963	
		勤勉手当	809	
		共済組合負担金	1,513	
2. 給料	△584	人件費	△405	
3. 職員手当等	△88	一般職給	△584	
4. 共済費	267	一般職員	△584	
		扶養手当	642	
		地域手当	△10	
		住居手当	18	
		通勤手当	△322	
		管理職手当	△574	
		勤勉手当	△67	
		児童手当	225	
		共済組合負担金	267	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
24. 積立金	279,095	基金積立金 【高年介護課】	279,095	
		介護給付費準備基金積立金	279,095	

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 償還金	0	138,699	138,699				138,699
計	8,010	138,699	146,709				138,699

(款) 7. 諸支出金

(項) 3. 繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般会計繰出金	0	54,020	54,020				54,020
計	0	54,020	54,020				54,020

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
22. 償還金、利子及び割引料	138,699	返納金 【高年介護課】	138,699
		国県負担金等精算返納金	138,699
		国庫負担金返納金	82,630
		県負担金返納金	33,730
		地域支援事業交付金返納金	10,586
		支払基金介護給付費交付金返納金	9,344
		支払基金地域支援事業交付金返納金	2,409

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
27. 繰出金	54,020	一般会計繰出金 【高年介護課】	54,020
		一般会計繰出金	54,020

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(78) 27	110,202	99,089	98,612	307,903	58,802	366,705	
補正前	(76) 26	108,172	98,173	99,376	305,721	58,057	363,778	
比 較	(2) 1	2,030	916	△ 764	2,182	745	2,927	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	2,766	2,046	624	4,747	
	補正前	2,154	2,051	942	4,852	
	比 較	612	△ 5	△ 318	△ 105	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後		6,903			574
	補正前		6,903			2,084
	比 較		0			△ 1,510
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		43,423	35,804	1,725	
	補正前		42,818	35,592	1,980	
	比 較		605	212	△ 255	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 27		99,089	55,817	154,906	32,527	187,433	
補正前	(0) 26		98,173	57,116	155,289	32,464	187,753	
比 較	(1) 1		916	△ 1,299	△ 383	63	△ 320	

() 内は定年后再任用短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	2,766	2,046	624	1,830	
	補正前	2,154	2,051	942	1,964	
	比 較	612	△ 5	△ 318	△ 134	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後		6,903			574
	補正前		6,903			2,084
	比 較		0			△ 1,510
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		21,751	17,598	1,725	
	補正前		21,421	17,617	1,980	
	比 較		330	△ 19	△ 255	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(77)	110,202		42,795	152,997	26,275	179,272	
補正前	(76)	108,172		42,260	150,432	25,593	176,025	
比 較	(1)	2,030		535	2,565	682	3,247	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後				2,917	
	補正前				2,888	
	比 較				29	
	区 分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		21,672	18,206		
	補正前		21,397	17,975		
	比 較		275	231		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	916	給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	916	職員の変動によるもの 916千円		
職員手当	△ 764	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分	△ 764	扶養手当	612千円	
				地域手当	△ 5千円	
				住居手当	△ 318千円	
				通勤手当	△ 105千円	
				単身赴任手当	0千円	
				特殊勤務手当	0千円	
				時間外勤務手当	0千円	
				休日勤務手当	0千円	
				夜間勤務手当	0千円	
				管理職手当	△ 1,510千円	
				管理職員特別勤務手当	0千円	
				期末手当	605千円	
勤勉手当	212千円					
児童手当	△ 255千円					

第75号議案

令和7年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第2号)

令和7年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ22,688千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森本診療所収入		109,552	598	110,150
	7. 繰 入 金	31,862	598	32,460
3. 神鍋診療所収入		62,608	178	62,786
	7. 繰 入 金	23,860	178	24,038
6. 繰 越 金		0	21,912	21,912
	1. 繰 越 金	0	21,912	21,912
歳 入 合 計		294,668	22,688	317,356

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 森本診療所費		109,452	598	110,050
	1. 総務費	76,752	598	77,350
3. 神鍋診療所費		62,508	178	62,686
	1. 総務費	44,873	178	45,051
6. 諸支出金		0	21,912	21,912
	1. 繰出金	0	21,912	21,912
歳 出 合 計		294,668	22,688	317,356

令和7年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第2号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所収入	109,552	598	110,150
3. 神鍋診療所収入	62,608	178	62,786
6. 繰越金	0	21,912	21,912
歳入合計	294,668	22,688	317,356

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2. 森本診療所費	109,452	598	110,050
3. 神鍋診療所費	62,508	178	62,686
6. 諸支出金	0	21,912	21,912
歳出合計	294,668	22,688	317,356

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			598
			178
			21,912
0	0	0	22,688

2. 歳 入

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	31,862	598	32,460
計	31,862	598	32,460

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	23,860	178	24,038
計	23,860	178	24,038

(款) 6. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	0	21,912	21,912
計	0	21,912	21,912

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	598	一般会計繰入金	598

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	178	一般会計繰入金	178

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 前年度繰越金	21,912	前年度繰越金	21,912

3. 歳 出

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	76,752	598	77,350				598
計	76,752	598	77,350				598

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	44,873	178	45,051				178
計	44,873	178	45,051				178

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般会計繰出金	0	21,912	21,912				21,912
計	0	21,912	21,912				21,912

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		356	人件費	598
			一般職給	356
3. 職員手当等		209	一般職員	324
			会計年度任用職員	32
4. 共済費		33	期末手当	107
			勤勉手当	102
			共済組合負担金	33

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		36	人件費	82
			一般職給	36
3. 職員手当等		33	会計年度任用職員	36
			扶養手当	33
4. 共済費		13	共済組合負担金	13
			一般管理費 【健康増進課】	96
10. 需用費		33	修繕料	33
			通信運搬費	30
11. 役務費		63	手数料	33

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
27. 繰出金		21,912	一般会計繰出金 【健康増進課】	21,912
			一般会計繰出金	21,912

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(12) 12	9,583	48,274	52,504	110,361	15,454	125,815	
補正前	(12) 12	9,583	47,882	52,262	109,727	15,408	125,135	
比較	(0) 0	0	392	242	634	46	680	

() 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	291	1,012		1,107	
	補正前	258	1,012		1,107	
	比較	33	0		0	
	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	25,796	369			2,265
	補正前	25,796	369			2,265
	比較	0	0			0
	区分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後		11,401	9,543	720	
	補正前		11,294	9,441	720	
	比較		107	102	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 6		32,128	44,493	76,621	10,652	87,273	
補正前	(0) 6		31,804	44,251	76,055	10,606	86,661	
比較	(0) 0		324	242	566	46	612	

() 内は定年前再任用短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)
	補正後	291	689		576	
	補正前	258	689		576	
	比較	33	0		0	
	区分	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)
	補正後	25,796	369			2,265
	補正前	25,796	369			2,265
	比較	0	0			0
	区分	管理職員特別 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当	
	補正後		7,511	6,276	720	
	補正前		7,404	6,174	720	
	比較		107	102	0	

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(12) 6	9,583	16,146	8,011	33,740	4,802	38,542	
補正前	(12) 6	9,583	16,078	8,011	33,672	4,802	38,474	
比 較	(0)	0	68	0	68	0	68	

() 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	地 域 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)
	補正後		323		531	
	補正前		323		531	
	比 較		0		0	
	区 分	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当	
	補正後		3,890	3,267		
	補正前		3,890	3,267		
	比 較		0	0		

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	392	給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	392	職員の変動によるもの 392千円		
職 員 手 当	242	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分	242	扶養手当	33千円	
				地域手当	0千円	
				住居手当	0千円	
				通勤手当	0千円	
				単身赴任手当	0千円	
				特殊勤務手当	0千円	
				時間外勤務手当	0千円	
				休日勤務手当	0千円	
				夜間勤務手当	0千円	
				管理職手当	0千円	
				管理職員特別勤務手当	0千円	
				期末手当	107千円	
勤勉手当	102千円					
児童手当	0千円					

第76号議案

令和7年度豊岡市霊苑事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度豊岡市の霊苑事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,285千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13,617千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		1	5,285	5,286
	1. 繰越金	1	5,285	5,286
歳入合計		8,332	5,285	13,617

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 霊 苑 管 理 費		6,832	5,285	12,117
	1. 霊 苑 管 理 費	6,832	5,285	12,117
歳 出	合 計	8,332	5,285	13,617

令和7年度豊岡市霊苑事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金	1	5,285	5,286
歳入合計	8,332	5,285	13,617

(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 霊苑管理費	6,832	5,285	12,117
歳出合計	8,332	5,285	13,617

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			5,285
0	0	0	5,285

2. 歳 入

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	5,285	5,286
計	1	5,285	5,286

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 前年度繰越金	5,285	前年度繰越金	5,285

3. 歳 出

(款) 1. 霊苑管理費

(項) 1. 霊苑管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3. 基 金 積 立 金	111	5,285	5,396				5,285
計	6,832	5,285	12,117				5,285

(単位 千円)

節		金額	説明	
区	分			
24.	積立金	5,285	基金積立金 【生活環境課】 霊苑整備基金積立金	5,285 5,285

第77号議案

令和7年度豊岡市太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)

令和7年度豊岡市の太陽光発電事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,972千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,685千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金		1	9,972	9,973
	1. 繰越金	1	9,972	9,973
歳入合計		107,713	9,972	117,685

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		24,103	9,972	34,075
	1. 総 務 管 理 費	24,103	9,972	34,075
歳 出 合 計		107,713	9,972	117,685

令和7年度豊岡市太陽光発電事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金	1	9,972	9,973
歳入合計	107,713	9,972	117,685

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	24,103	9,972	34,075
歳出合計	107,713	9,972	117,685

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			9,972
0	0	0	9,972

2. 歳 入

(款) 3. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	1	9,972	9,973
計	1	9,972	9,973

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 繰越金		9,972	前年度繰越金 9,972

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2. 基金積立金	23,961	9,972	33,933				9,972
計	24,103	9,972	34,075				9,972

(単位 千円)

節		金額	説明
区	分		
24.	積立金	9,972	基金積立金 【コウノトリ共生課】 9,972 太陽光発電事業基金積立金 9,972

第78号議案

令和7年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	964,619 千円	△ 598 千円	964,021 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,371,552 千円	27,766 千円	2,399,318 千円
第1項 営業費用	2,090,713 千円	459 千円	2,091,172 千円
第2項 営業外費用	202,782 千円	△ 2,693 千円	200,089 千円
第3項 特別損失	75,057 千円	30,000 千円	105,057 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,242,293 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,995 千円、過年度分損益勘定留保資金 43,496 千円、当年度分損益勘定留保資金 980,781 千円及び資産維持積立金 151,021 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,241,695 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 66,980 千円、過年度分損益勘定留保資金 49 千円、当年度分損益勘定留保資金 980,766 千円及び建設改良積立金 193,900 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	1,968,437 千円	△ 598 千円	1,967,839 千円
第1項 建設改良費	980,286 千円	△ 598 千円	979,688 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	158,101 千円	1,152 千円	159,253 千円

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和7年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第2号) に関する説明書

令和7年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,371,552	27,766	2,399,318			
1 営業費用	2,090,713	459	2,091,172			
05 原水及び浄水費	365,234	168	365,402			
				003 手当	△ 24	扶養手当
				004 法定福利費	192	共済組合負担金
10 配水及び給水費	279,170	871	280,041			
				002 給料	112	一般職員
				003 手当	865	扶養手当 △ 12 住居手当 336 通勤手当 △ 96 時間外勤務手当 507 期末手当 69 勤勉手当 61
				004 法定福利費	△ 106	共済組合負担金
20 総係費	208,273	△ 580	207,693			
				002 給料	△ 1,868	一般職員
				003 手当	2,611	扶養手当 366 地域手当 △ 34 通勤手当 △ 111 時間外勤務手当 3,115 管理職手当 △ 181 期末手当 △ 324 勤勉手当 △ 340 児童手当 120
				004 法定福利費	△ 32	共済組合負担金
				005 厚生福利費	△ 1,291	兵庫県退職手当 組合負担金
2 営業外費用	202,782	△ 2,693	200,089			
15 消費税及び地方消費税	59,271	△ 2,693	56,578			
				155 消費税及び地方消費税	△ 2,693	
3 特別損失	75,057	30,000	105,057			
15 その他特別損失	70,056	30,000	100,056			
				170 その他特別損失	30,000	施設撤去事業

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	1,968,437	△ 598	1,967,839			
1 建設改良費	980,286	△ 598	979,688			
05 配水施設費	964,619	△ 598	964,021			
				002 給料	△ 199	一般職員
				003 手当	△ 62	扶養手当 324 住居手当 330 通勤手当 △ 168 管理職手当 △ 574 期末手当 37 勤勉手当 △ 31 児童手当 20
				004 法定福利費	△ 337	共済組合負担金

令和7年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	8,633
	減価償却費	1,175,756
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	693
	長期前受金戻入額	△ 248,776
	受取利息及び受取配当金	△ 1,725
	支払利息	125,495
	固定資産除却損	53,800
	未収金の増減額 (△は増加)	44,257
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 54,357
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 1,529
	前払金の増減額 (△は増加)	15,900
	小計	1,118,147
	利息及び配当金の受取額	1,725
	利息の支払額	△ 125,495
	業務活動によるキャッシュ・フロー	994,377
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,103,592
	有形固定資産の売却による収入	2
	無形固定資産の取得による支出	△ 2,413
	国庫補助金等による収入	153,064
	負担金による収入	43,271
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 909,668
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	407,000
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 988,151
	他会計からの出資による収入	193,171
	リース債務の返済による支出	△ 1,356
	豊岡市奨学基金への支出	△ 900
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 390,236
	資金増加額	△ 305,527
	資金期首残高	2,132,444
	資金期末残高	1,826,917

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	10	() 17	178	55,101	36,928	92,207	18,969	111,176
	資本勘定支弁職員		() 6		23,861	15,946	39,807	8,270	48,077
	合 計	10	() 23	178	78,962	52,874	132,014	27,239	159,253
補正前	損益勘定支弁職員	10	() 17	178	56,857	33,476	90,511	18,915	109,426
	資本勘定支弁職員		() 6		24,060	16,008	40,068	8,607	48,675
	合 計	10	() 23	178	80,917	49,484	130,579	27,522	158,101
比 較	損益勘定支弁職員	0	() 0	0	△ 1,756	3,452	1,696	54	1,750
	資本勘定支弁職員		() 0		△ 199	△ 62	△ 261	△ 337	△ 598
	合 計	0	() 0	0	△ 1,955	3,390	1,435	△ 283	1,152

()内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	3,222	1,677	1,271	1,765			8,606
	補正前	2,568	1,711	605	2,140			4,984
	比 較	654	△ 34	666	△ 375			3,622
区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,148		18,185	14,700	2,300
	補正前			1,903		18,403	15,010	2,160
	比 較			△ 755		△ 218	△ 310	140

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	10	() 14	178	49,024	34,198	83,400	17,374	100,774
	資本勘定支弁職員		() 6		23,861	15,946	39,807	8,270	48,077
	合 計	10	() 20	178	72,885	50,144	123,207	25,644	148,851
補正前	損益勘定支弁職員	10	() 14	178	50,780	30,746	81,704	17,320	99,024
	資本勘定支弁職員		() 6		24,060	16,008	40,068	8,607	48,675
	合 計	10	() 20	178	74,840	46,754	121,772	25,927	147,699
比 較	損益勘定支弁職員	0	() 0	0	△ 1,756	3,452	1,696	54	1,750
	資本勘定支弁職員		() 0		△ 199	△ 62	△ 261	△ 337	△ 598
	合 計	0	() 0	0	△ 1,955	3,390	1,435	△ 283	1,152

()内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	3,222	1,555	1,271	1,534			8,606
	補正前	2,568	1,589	605	1,909			4,984
	比 較	654	△ 34	666	△ 375			3,622
区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後			1,148		16,893	13,615	2,300
	補正前			1,903		17,111	13,925	2,160
	比 較			△ 755		△ 218	△ 310	140

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	3		6,077	2,730	8,807	1,595	10,402
	資本勘定支弁職員							
	合 計	3		6,077	2,730	8,807	1,595	10,402
補正前	損益勘定支弁職員	3		6,077	2,730	8,807	1,595	10,402
	資本勘定支弁職員							
	合 計	3		6,077	2,730	8,807	1,595	10,402
比 較	損益勘定支弁職員	0		0	0	0	0	0
	資本勘定支弁職員							
	合 計	0		0	0	0	0	0

区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後		122		231		
補正前		122		231			
比 較		0		0			
区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
補正後					1,292	1,085	
補正前					1,292	1,085	
比 較					0	0	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	△ 1,955	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	△ 1,955	職員の変動によるもの △ 1,955 千円	職員数の異動状況 (現に在籍する職員数) 補正後 23 人 補正前 23 人 増 減 0 人
手 当	3,390	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	3,390	扶養手当 654 千円 地域手当 △ 34 千円 住居手当 666 千円 通勤手当 △ 375 千円 単身赴任手当 0 千円 特殊勤務手当 0 千円 時間外勤務手当 3,622 千円 休日勤務手当 0 千円 夜間勤務手当 0 千円 管理職手当 △ 755 千円 管理職員特別勤務手当 0 千円 期末手当 △ 218 千円 勤勉手当 △ 310 千円 児童手当 140 千円	

令和7年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和8年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		696,202	
ロ 建 物	2,004,790		
減価償却累計額	<u>△ 1,128,755</u>	876,035	
ハ 構 築 物	35,700,465		
減価償却累計額	<u>△ 18,887,088</u>	16,813,377	
ニ 機 械 及 び 装 置	9,563,962		
減価償却累計額	<u>△ 6,834,955</u>	2,729,007	
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,023		
減価償却累計額	<u>△ 18,072</u>	951	
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	101,625		
減価償却累計額	<u>△ 83,301</u>	18,324	
ト リース資産	6,188		
減価償却累計額	<u>△ 1,526</u>	4,662	
チ 建設仮勘定		<u>1,009,295</u>	
有形固定資産合計			22,147,853

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		2,268	
ロ その他無形固定資産		<u>165,719</u>	
無形固定資産合計			<u>167,987</u>
固定資産合計			22,315,840

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,826,917	
(2) 未収金	393,651		
貸倒引当金	<u>△ 10,588</u>	383,063	
(3) 貯蔵品		27,005	
(4) 前払金		998	
(5) その他流動資産		<u>61</u>	
流動資産合計			<u>2,238,044</u>

資産合計

24,553,884

負債の部

3	固定負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>7,363,857</u>		
	企業債合計		7,363,857	
(2)	リース債務		3,793	
	固定負債合計			7,367,650
4	流動負債			
(1)	企業債			
	イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	<u>947,553</u>		
	企業債合計		947,553	
(2)	リース債務		1,371	
(3)	未払金		185,498	
(4)	引当金			
	イ 賞与引当金	7,473		
	ロ 法定福利費引当金	<u>1,470</u>		
	引当金合計		8,943	
(5)	その他流動負債		<u>3,150</u>	
	流動負債合計			1,146,515
5	繰延収益			
	長期前受金		11,853,735	
	収益化累計額		<u>△ 7,437,660</u>	
	繰延収益合計			<u>4,416,075</u>
	負債合計			12,930,240

資本の部

6	資本金			9,009,636
7	剰余金			
(1)	資本剰余金			
	イ 受贈財産評価額	18,564		
	ロ 国庫（県）補助金	52,302		
	ハ 一般会計補助金	2,816		
	ニ 工事負担金	75,532		
	ホ その他資本剰余金	<u>161,627</u>		
	資本剰余金合計		310,841	
(2)	利益剰余金			
	イ 建設改良積立金	1,385,671		
	ロ 資産維持積立金	425,300		
	ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>492,196</u>		
	利益剰余金合計		<u>2,303,167</u>	
	剰余金合計			<u>2,614,008</u>
	資本合計			<u>11,623,644</u>
	負債資本合計			<u><u>24,553,884</u></u>

第79号議案

令和7年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和7年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和7年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主な建設改良事業			
管渠施設事業費	777,067 千円	2,119 千円	779,186 千円
処理場施設事業費	1,618,575 千円	420 千円	1,618,995 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	5,708,194 千円	△ 157 千円	5,708,037 千円
第2項 営業外収益	3,941,173 千円	△ 157 千円	3,941,016 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	4,892,297 千円	1,623 千円	4,893,920 千円
第1項 営業費用	4,495,751 千円	1,623 千円	4,497,374 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,700,288千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,774千円、当年度分損益勘定留保資金1,842,185千円、減債積立金753,329千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,702,827千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額104,666千円、当年度分損益勘定留保資金1,842,185千円、減債積立金 755,976千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	6,151,830 千円	2,539 千円	6,154,369 千円
第1項 建設改良費	2,395,642 千円	2,539 千円	2,398,181 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	143,339 千円	5,431 千円	148,770 千円

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

令和7年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第1号)に関する説明書

令和7年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,708,194	△ 157	5,708,037			
2 営業外収益	3,941,173	△ 157	3,941,016			
30 消費税及び地方消費税還付金	55,864	△ 157	55,707			
				005 消費税及び地方消費税還付金	△ 157	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,892,297	1,623	4,893,920			
1 営業費用	4,495,751	1,623	4,497,374			
05 管渠費	205,748	△ 4,839	200,909			
				010 給料	△ 3,113	一般職員 2人
				015 手当等	△ 1,024	地域手当 △ 62 通勤手当 △ 107 期末手当 △ 402 勤勉手当 △ 453
				020 法定福利費	△ 702	共済組合負担金
10 ポンプ場費	24,259	177	24,436			
				015 手当等	82	住居手当 324 通勤手当 △ 264 期末手当 12 勤勉手当 10
				020 法定福利費	95	共済組合負担金
15 処理場費	865,472	371	865,843			
				015 手当等	335	時間外勤務手当 325 期末手当 10
				020 法定福利費	36	共済組合負担金
25 総係費	150,678	5,914	156,592			
				010 給料	3,411	一般職員 9人（会計年度任用職員3人含む）
				015 手当等	3,147	扶養手当 △ 132 地域手当 55 通勤手当 △ 75 時間外勤務手当 2,422 管理職手当 △ 528 期末手当 752 勤勉手当 653
				020 法定福利費	625	共済組合負担金等
				025 厚生福利費	△ 1,269	兵庫県退職手当組合負担金

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	6,151,830	2,539	6,154,369			
1 建設改良費	2,395,642	2,539	2,398,181			
05 管渠施設事業費	777,067	2,119	779,186			
010 給料					△ 40	一般職員 4人(会計年度任用職員1人含む)
015 手当等					1,899	扶養手当 564 地域手当 11 通勤手当 96 時間外勤務手当 500 期末手当 128 児童手当 600
020 法定福利費					260	共済組合負担金等
15 処理場施設事業費	1,618,575	420	1,618,995			
015 手当等					169	扶養手当 108 期末手当 45 勤勉手当 16
020 法定福利費					251	共済組合負担金

令和7年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	709,452
減価償却費	3,242,221
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	145
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 4,041
長期前受金戻入額	△ 1,407,409
受取利息及び受取配当金	△ 471
支払利息	388,463
固定資産除却損	7,372
未収金の増減額 (△は増加)	△ 51,146
未払金の増減額 (△は減少)	59,040
小計	2,943,626
利息及び配当金の受取額	471
利息の支払額	△ 388,463
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,555,634

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,296,880
有形固定資産の売却による収入	2
国庫補助金等による収入	1,690,760
負担金等による収入	841
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,605,277

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,716,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,756,188
リース債務の返済による支出	△ 1,170
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,041,258

資金増加額	△ 90,901
資金期首残高	2,936,089
資金期末残高	2,845,188

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	10	() 14	178	50,004	30,138	80,320	16,287	96,607
	資本勘定支弁職員		() 7		24,926	18,759	43,685	8,478	52,163
	合 計	10	() 21	178	74,930	48,897	124,005	24,765	148,770
補正前	損益勘定支弁職員	10	() 14	178	49,706	27,598	77,482	16,233	93,715
	資本勘定支弁職員		() 7		24,966	16,691	41,657	7,967	49,624
	合 計	10	() 21	178	74,672	44,289	119,139	24,200	143,339
比較	損益勘定支弁職員	0	() 0	0	298	2,540	2,838	54	2,892
	資本勘定支弁職員		() 0		△ 40	2,068	2,028	511	2,539
	合 計	0	() 0	0	258	4,608	4,866	565	5,431

() 内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	手当の	補正後	2,634	1,597	1,998	1,353		4
補正前		2,094	1,593	1,674	1,703		4	1,499
比 較		540	4	324	△ 350		0	3,247
内 訳	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			2,205		17,435	14,045	2,880
	補正前			2,733		16,890	13,819	2,280
	比 較			△ 528		545	226	600

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定支弁職員	10	() 11	178	43,902	27,515	71,595	14,773	86,368
	資本勘定支弁職員		() 6		22,691	17,600	40,291	7,884	48,175
	合 計	10	() 17	178	66,593	45,115	111,886	22,657	134,543
補正前	損益勘定支弁職員	10	() 12	178	45,605	25,848	71,631	15,165	86,796
	資本勘定支弁職員		() 6		22,731	15,532	38,263	7,373	45,636
	合 計	10	() 18	178	68,336	41,380	109,894	22,538	132,432
比較	損益勘定支弁職員	0	() △ 1	0	△ 1,703	1,667	△ 36	△ 392	△ 428
	資本勘定支弁職員		() 0		△ 40	2,068	2,028	511	2,539
	合 計	0	() △ 1	0	△ 1,743	3,735	1,992	119	2,111

() 内は、定年前再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	手当の	補正後	2,634	1,429	1,998	1,000		4
補正前		2,094	1,465	1,674	1,400		4	1,499
比 較		540	△ 36	324	△ 400		0	3,247
内 訳	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			2,205		15,663	12,556	2,880
	補正前			2,733		15,543	12,688	2,280
	比 較			△ 528		120	△ 132	600

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定支弁職員	3		6,102	2,623	8,725	1,514	10,239
	資本勘定支弁職員	1		2,235	1,159	3,394	594	3,988
	合 計	4		8,337	3,782	12,119	2,108	14,227
補正前	損益勘定支弁職員	2		4,101	1,750	5,851	1,068	6,919
	資本勘定支弁職員	1		2,235	1,159	3,394	594	3,988
	合 計	3		6,336	2,909	9,245	1,662	10,907
比 較	損益勘定支弁職員	1		2,001	873	2,874	446	3,320
	資本勘定支弁職員	0		0	0	0	0	0
	合 計	1		2,001	873	2,874	446	3,320

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後		168		353			
	補正前		128		303			
	比 較		40		50			
区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	
	補正後				1,772	1,489		
	補正前				1,347	1,131		
	比 較				425	358		

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
給 料	258	給与改定に伴う増減分				
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分	258	職員の変動によるもの 258千円	職員数の異動状況(現に在籍する職員数) 補正後 21人 補正前 21人 増 減 0人	
手 当	4,608	制度改正に伴う増減分				
		その他の増減分	4,608	扶養手当	540千円	
				地域手当	4千円	
				住居手当	324千円	
				通勤手当	△350千円	
				単身赴任手当	0千円	
				特殊勤務手当	0千円	
				時間外勤務手当	3,247千円	
				休日勤務手当	0千円	
				夜間勤務手当	0千円	
				管理職手当	△528千円	
				管理職員特別勤務手当	0千円	
				期末手当	545千円	
勤勉手当	226千円					
児童手当	600千円					

令和7年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和8年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,914,756	
ロ 立木		41,477	
ハ 建物	8,382,976		
減価償却累計額	<u>△ 3,754,709</u>	4,628,267	
ニ 建物附属設備	1,144,736		
減価償却累計額	<u>△ 1,109,841</u>	34,895	
ホ 構築物	107,254,947		
減価償却累計額	<u>△ 48,712,392</u>	58,542,555	
ヘ 機械及び装置	32,081,933		
減価償却累計額	<u>△ 21,420,208</u>	10,661,725	
ト 車両及び運搬具	8,490		
減価償却累計額	<u>△ 8,072</u>	418	
チ 工具器具及び備品	63,428		
減価償却累計額	<u>△ 58,932</u>	4,496	
リ リース資産	5,314		
減価償却累計額	<u>△ 1,317</u>	3,997	
ヌ 建設仮勘定		<u>3,268,948</u>	
有形固定資産合計			80,101,534
(2) 無形固定資産			
イ 施設利用権		4,922	
ロ 電話加入権		<u>3,300</u>	
無形固定資産合計			<u>8,222</u>
固定資産合計			<u>80,109,756</u>

2 流動資産

(1) 現金預金		2,845,188	
(2) 未収金	368,418		
貸倒引当金	<u>△ 9,350</u>	359,068	
(3) その他流動資産		<u>78</u>	
流動資産合計			<u>3,204,334</u>

資産合計

83,314,090

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

33,128,893

企業債合計

33,128,893

(2) リース債務

2,822

(3) 引当金

イ 修繕引当金

11,355

引当金合計

11,355

固定負債合計

33,143,070

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に
充てるための企業債

3,611,705

企業債合計

3,611,705

(2) リース債務

1,063

(3) 未払金

1,287,578

(4) 預り金

4,408

(5) 引当金

イ 賞与引当金

6,280

ロ 法定福利費引当金

1,294

引当金合計

7,574

流動負債合計

4,912,328

5 繰延収益

長期前受金

64,012,997

収益化累計額

△ 32,539,488

繰延収益合計

31,473,509

負債合計

69,528,907

資本の部

6 資本金

10,846,306

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫（県）補助金

796,164

ロ 他会計補助金

34,328

ハ 受益者負担金（分担金）

77,821

資本剰余金合計

908,313

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

564,756

ロ 当年度未処分利益剰余金

1,465,808

利益剰余金合計

2,030,564

剰余金合計

2,938,877

資本合計

13,785,183

負債資本合計

83,314,090

注記

I セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

（単位：千円）

項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	合計
営業収益	1,190,963	394,354	24,985	3,623	1,403	2,689	1,618,017
営業費用	2,476,793	1,273,233	569,985	41,232	20,790	15,004	4,397,037
営業損益	△ 1,285,830	△ 878,879	△ 545,000	△ 37,609	△ 19,387	△ 12,315	△ 2,779,020
経常損益	507,606	205,924	455	9	9	73	714,076
セグメント資産	42,660,152	26,353,976	13,239,882	661,696	300,561	97,823	83,314,090
セグメント負債	37,088,215	21,899,847	9,829,071	517,694	138,205	55,875	69,528,907
その他の項目							
他会計繰入金	1,298,878	799,978	450,757	15,896	19,915	7,686	2,593,110
減価償却費	1,782,050	946,530	467,883	28,847	9,705	7,206	3,242,221
特別利益	2	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,140	940	455	9	9	73	4,626
固定資産増加額	1,814,477	361,392	9,091	0	0	0	2,184,960

第80号議案

令和6年度豊岡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第81号議案

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第82号議案

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第83号議案

令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第84号議案

令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第85号議案

令和6年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市診療所事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第86号議案

令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市霊苑事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

(決算書は、別冊)

第87号議案

令和6年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市管理会財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第88号議案

令和6年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和6年度豊岡市太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第89号議案

令和6年度豊岡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度豊岡市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

第90号議案

令和6年度豊岡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和6年度豊岡市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和7年8月29日提出

豊岡市長 門 間 雄 司

（決算書は、別冊）

